洲本市社会福祉協議会

第４次地域福祉推進計画

2021（令和３）年度～2026（令和８）年度

だれもがみとめ

ささえあい

ともにくらせる

まちづくり

令和３年３月

はじめに

この度、洲本市社会福祉協議会では、地域共生社会の実現をめざし、**「第4次地域福祉推進計画」**を策定いたしました。旧洲本市と旧五色町の社協が1つの社協となって15年が経過し、4回目の地域福祉推進計画の策定となりました。今回の計画策定においては、新型コロナウイルス感染症（COVID−19）の感染拡大を受け、従来のような方法での会議やヒアリングの実施がとても困難な状況での策定作業となりました。しかし、地域住民の皆様方を対象としたアンケート調査の実施、合わせて住民代表によります「策定委員会」を3回にわたり開催させていただき、私たちを取り巻く多くの生活・福祉課題等、たくさんの貴重なご意見をいただくことができました。

本計画では、**「だれもがみとめ　ささえあい　ともにくらせる　まちづくり」**を基本目標とし、令和3年度から令和8年度までの6年間、各年度毎に取り組み目標を設定し、各年度ごとに評価を行っていきながら、目標達成をめざします。

全ての人々が住みなれた地域で安心して暮らし、共に生きがいを創り、高め合うことができる「地域共生社会」を実現していくためには私たち社会福祉協議会や行政の取り組みだけでは十分に目的達成ができないのではないかとの考えから、今回の計画では**【社協で進めること】**と共に**【みんなで進めること】**を位置付けさせていただきました。

地域、各種団体、企業、行政、社協などが幅広く連携・協働しながら、重層的な取り組みや活躍支援を取り入れた地域づくり、まちづくりを積極的に展開してまいりたいと考えています。そして、**“ 信頼される社協 ”**として時代の流れに合わせて進化し、地域福祉を推進してまいりますので、引き続き皆様方のご支援・ご協力をよろしくお願いいたします。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、多大なるご尽力を賜りました策定委員会委員各位、住民、当事者、ボランティアの皆様、オブザーバーとして参画いただきました兵庫県社会福祉協議会関係者、本会職員に対しまして心より感謝しお礼申し上げます。

令和3年3月

社会福祉法人　洲本市社会福祉協議会
会　　長　　廣　地　　タマヘ

目　次

はじめに

社会福祉法人　洲本市社会福祉協議会
会　長　廣地　タマヘ

第１章　計画の策定に向けて

１．社会福祉をとりまく現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４
２．社会福祉協議会の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８
３．第３次地域福祉推進計画で取り組んできたこと・・・・・・・・・・・・・・10
４．アンケート調査から見る洲本市の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・13

第２章　地域福祉推進計画

１．計画の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・24
２．計画の構成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・26
３．計画体系図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・27
４．具体的な取り組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・28

第３章　社会福祉協議会の体制強化

１．具体的な取り組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・36

第４章　計画の推進

１．第４次地域福祉推進計画の進行管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・40
２．新型コロナウイルスと地域福祉活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・41

資料編

１．計画策定の経緯・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・44
２．第４次地域福祉推進計画策定委員会要綱・・・・・・・・・・・・・・・・・45
３．第４次地域福祉推進計画策定委員名簿・・・・・・・・・・・・・・・・・・47

第４次地域福祉推進計画の策定を終えて

第４次地域福祉推進計画策定委員会
委員長　　相曽　高博

コラム

①　当事者（ひきこもりがちな方）の居場所づくり・・・・・・・・・・・・12
②　生活福祉資金における新型コロナウイルス特例貸付・・・・・・・・・・22
③　福祉ポスターコンクール・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・28
④　洲本市社会福祉法人連絡協議会「ほっとかへんネット洲本」・・・・・32
⑤　洲本・縁むすびプロジェクト・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・32
⑥　権利擁護デスク・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・37

洲本市社協キャラクター
「みっくマン」

第1章
計画の策定に向けて

だれもがみとめ
ささえあい
ともにくらせる
まちづくり

（1） 急速に進む人口減少･少子化･高齢化

○　洲本市においては、1985（昭和60）年から人口減少が続いています。そして今後も減少が続いていくと推計されており、2025（令和7）年頃には4万人を下回るとされています。

○　65歳以上の老年人口割合（高齢化率）は、1980（昭和55）年から増加を続けており、平成25年度に30%となりました。そして今後も増加が続いていき、2030（令和12）年頃には40%を上回るとされています。一方、老年人口は、2020（令和2）年をピークに減少過程に入るとされています。

○　0～14歳の年少人口割合は、1980（昭和55）年から減少が続いており、2035（令和17）年頃からは概ねその水準を維持していくとされています。

○　15～64歳の生産年齢人口割合は、1990（平成2）年から減少が続いており、2035（令和17）年頃には50%を下回るとされています。

洲本市における年齢3区分別人口構造の推移（1985～2045年）

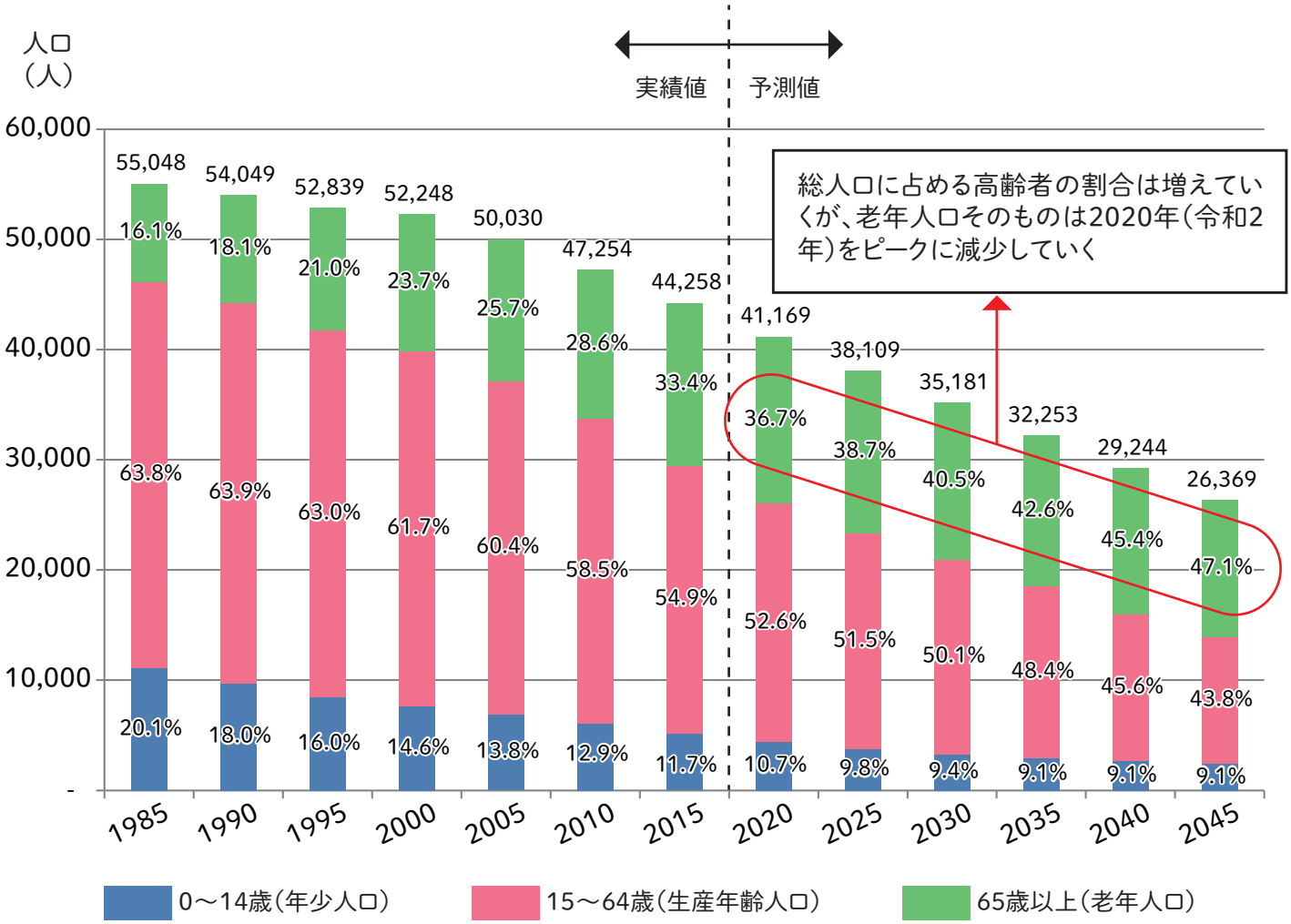

「日本の地区別将来推計人口（H30年3月推計）」（国立社会保障・人口問題研究所）

○　生産年齢人口（15～64歳）は、1985（昭和60）年をピークに減少を続けていきます。
○　年少人口（14歳以下）も、1980（昭和55）年から減少を続けていきます。
○　老年人口（65歳以上）は、2020（令和2）年まで増加が続いていき、その後は、減少していくとされています。
○　折れ線グラフは、働き手である生産年齢人口100人が年少人口と老年人口を何人支えているかを示すものです。
○　2030（令和12）年頃に15～64歳人口と14歳以下+65歳以上人口が逆転します。
○　今後は、「支え手」「受け手」という関係を超えた地域づくりが求められてきます。

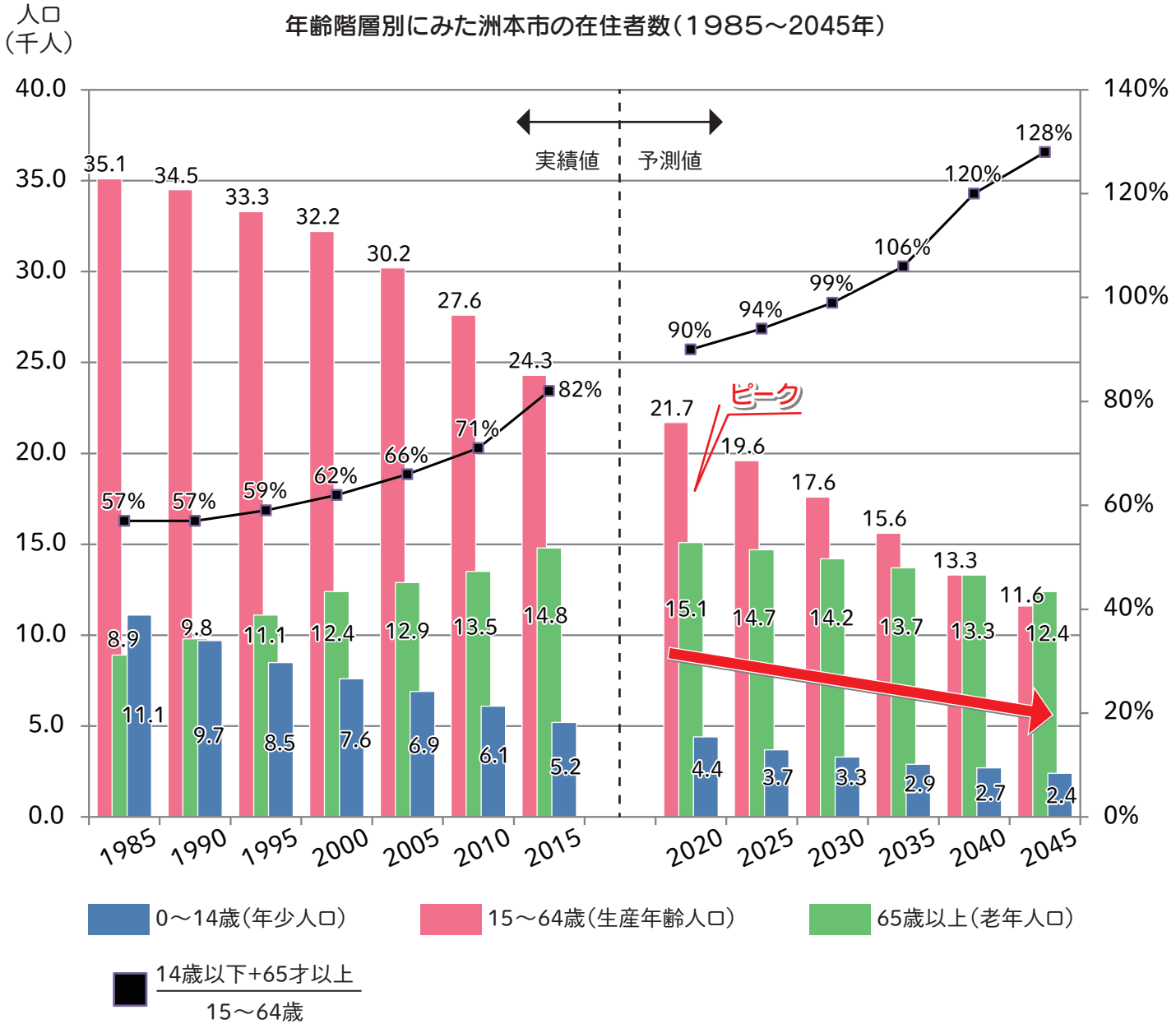

「日本の地区別将来推計人口（H30年3月推計）」（国立社会保障・人口問題研究所）

（2） 「我が事･丸ごと」の地域づくり･包括的な支援体制の整備

少子高齢化の進行、人口減少、家族･地域社会の変容等により、様々な生活･福祉課題が表面化してきています。一方で、福祉分野における各制度の成熟化が進み、既存の分野ごとに分かれた相談支援のシステムにも課題が生じてきています。

こうした状況を踏まえ、国においては、全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる**「地域共生社会」**の実現に向けて、地域福祉に関する施策を急速に推進しています。

制度・分野ごとの「縦割り」では解決できない課題（複合的課題、制度の狭間等）の存在や社会的孤立・社会的排除への対応、また、地域の「つながり」の弱まりや地域の持続可能性の危機等の諸問題に対応するため、『公的支援』と『地域づくり』の仕組み、また双方のパラダイム転換が求められています。

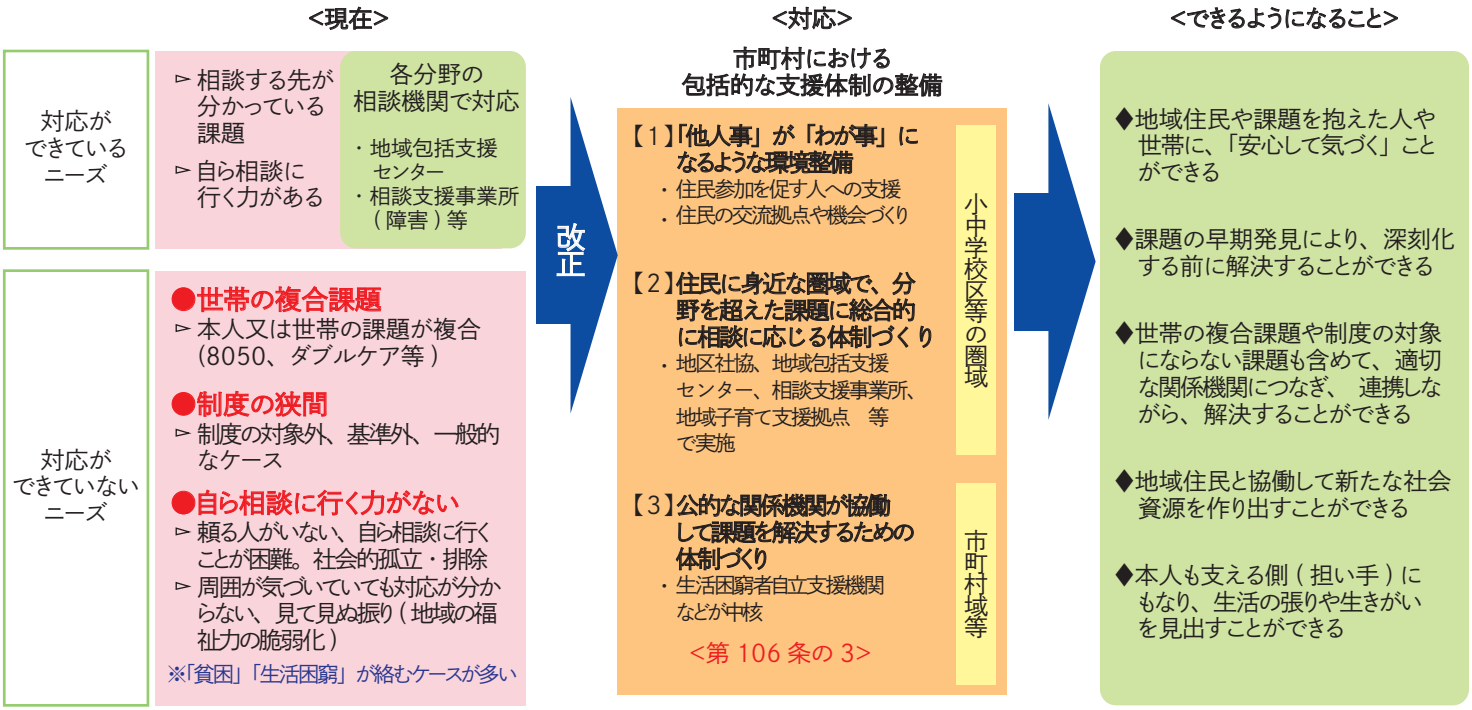

出典：厚生労働省

（3） 重層的なネットワークづくりと相互扶助の推進

少子化・高齢化の進展等により、家族形態の変化や価値観の多様化が進んできています。加えて、一人ひとりが抱える不安や困りごとも多様化・複雑化してきています。そうした中、これまでは家庭や地域内において解決できていたことが、解決困難になってきています。その結果、不安や困りごとを抱えながら、誰にも相談できず、一人或いは家族だけで悩んでいるという方が増えてきています。

一人ひとりの生き辛さや生活課題に寄り添い、不安や困りごとを抱えている人を地域の中で孤立させないために、小地域での住民の福祉活動とともに、多様な主体が協働するネットワークづくりが求められています。

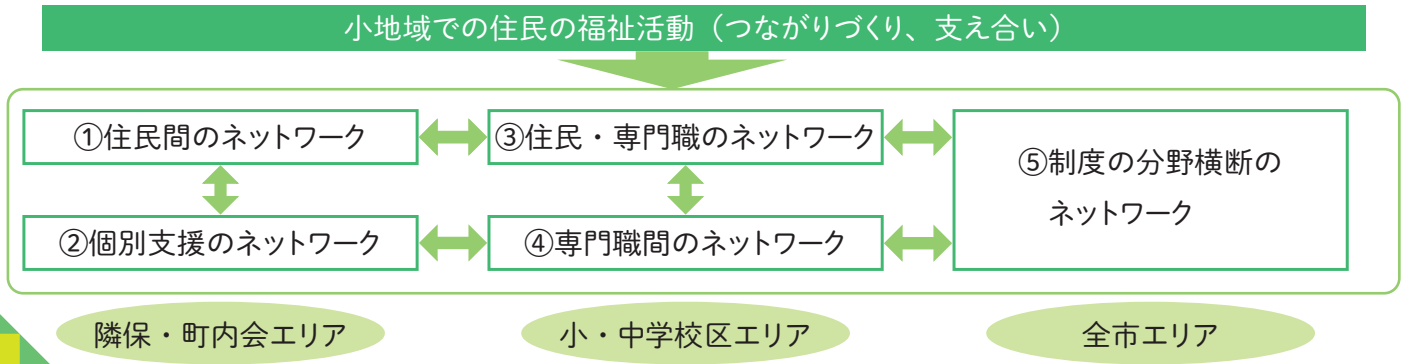

※　「『地域共生社会』の実現に向けた社協活動指針」（2019.3 県社協）を参考に作成

（4）　持続可能な開発目標（SDGs）への取り組み

「持続可能な開発目標」（SDGs／エス・ディ・ジーズ）は、平成27年9月の国連サミットにおいて国際社会全体の開発目標として採択されました。「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、令和12年を年限とする17の国際目標です（その下に、169のターゲットと232の指標が決められている）。

社会福祉協議会が地域住民や関係機関・団体の皆さんと共に推進している地域福祉活動においても、「1 貧困をなくそう」、「3 すべての人に健康と福祉を」、「4 質の高い教育をみんなに」、「5 ジェンダー平等を実現しよう」、「8 働きがいも経済成長も」、「10 人や国の不平等をなくそう」、「11 住み続けられるまちづくりを」と関連しています。よって、地域福祉活動を深めていくことが国際目線であるSDGsの一部につながっていくと考えています。

2 社会福祉協議会の組織

（1） 社会福祉協議会の組織

社会福祉協議会（以下「社協」という）は、社会福祉法第109条において**「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」**として明確に位置付けられており、全ての都道府県・市区町村に設置されている社会福祉法人格を持つ民間の福祉推進団体です。

洲本市社協は、旧洲本市と旧五色町との合併に伴い、平成18年2月14日に設立されました。なお、旧洲本市社協は、昭和26年4月1日に組織化、昭和43年3月29日に法人化されました。また、旧五色町社協は、昭和32年4月1日に組織化、昭和42年2月2日に法人化されました。洲本市社協の組織の中核を担っているのが執行機関である理事会です。そして、議決機関である評議員会と監査機関である監事と一体的に構成・運営しています。

洲本市社会福祉協議会の組織図

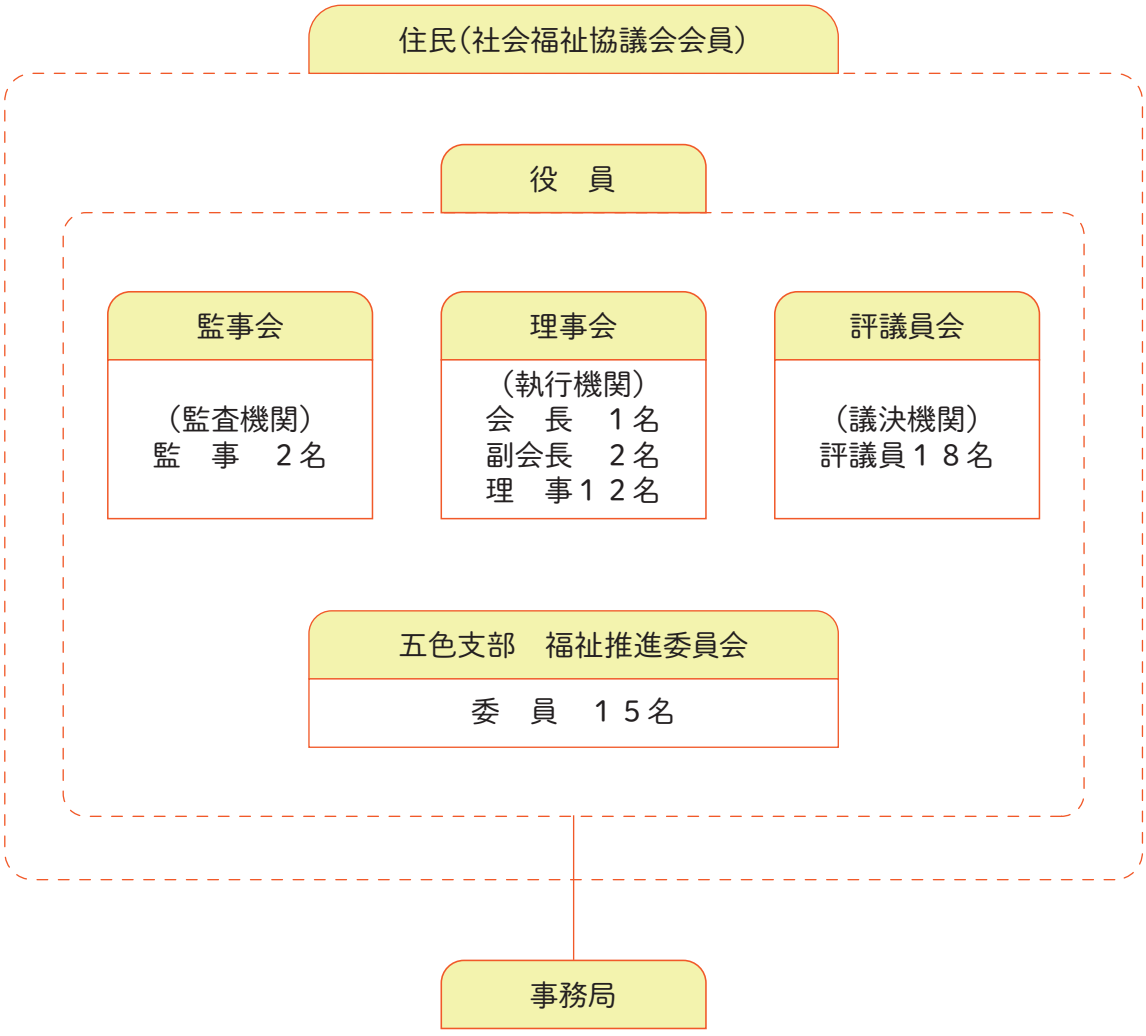

令和3年1月1日現在での職員数は合計97名（正規19名、嘱託31名、常勤5名、パート42名）となっており、**「総務係」、「地域福祉係」、「介護保険事業係」**の3係体制で**洲本支部**と**五色支部**を拠点に各種活動を展開しています。

事務局の組織図

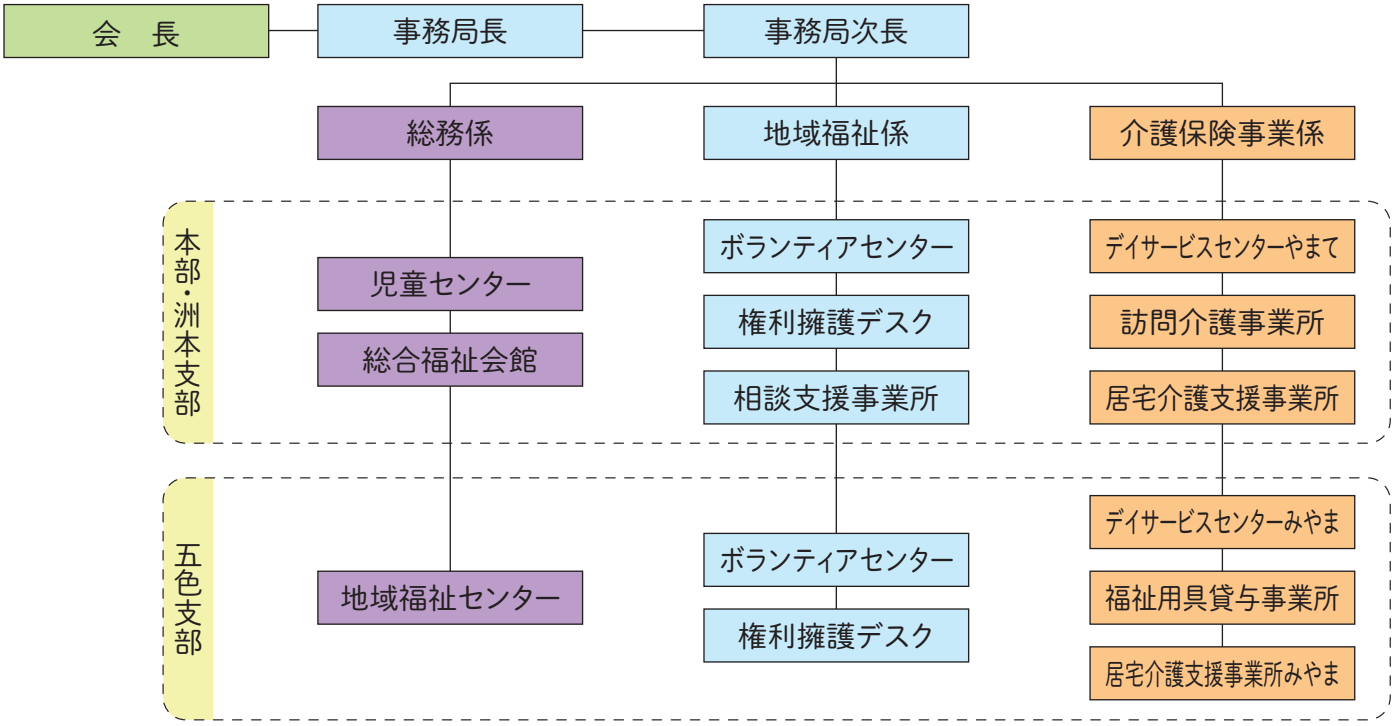

（2）　社会福祉協議会がめざすもの

社協は、全ての人が住み慣れた家や地域で、その人らしく、いつまでも安心して暮らせる「福祉のまち」をつくることを理念としています。社協の使命は、「当事者・住民の主体性を原動力としながら、生活課題を抱える一人ひとりが地域の一員として、『自分らしく』暮らせる地域社会づくりを進める」ことです。

この使命に基づく社協の3つの特性は、①地域住民を基盤とした**「協議体」**、②地域福祉を進める**「運動推進体」**、③先駆的・開拓的に地域の課題に対応する**「事業体」**です。これらの3つの特性を融合しながら、生活課題の解決に向け、住民の内発的な力を掘り起こして地域の福祉力を高めていき、「このまちに住んでいて良かった」と思える地域を皆さんと共につくっていきます。

3 第3次地域福祉推進計画で取り組んできたこと

（1） 第3次地域福祉推進計画の概要

洲本市社協では、平成27年度に策定した**「第3次地域福祉推進計画」**に基づいて、平成28年度から令和2年度までの5年間、各種事業に取り組んできました。

第3次計画では、**『誰もが共に健康で安全・安心に暮らせるまちづくり』**を基本目標（スローガン）に掲げ、「重点・強化目標」、「推進目標」、計39の「推進項目」に取り組み、年度ごとの事業計画と連動させながら各種事業を実施してきました。

（2） 第3次地域福祉推進計画により新たに始まった取り組み

① 福祉ポスターコンクール（平成28年度～）

社協PR及び子ども達とのつながり構築をめざし、小・中学校の夏休み期間中に実施し、入賞者に社協会長表彰を授与しています。これまでに4回実施しました。

年　度	応　募　数
平成２８年度	小学校　９校、１２５点 中学校　３校、１２４点
平成２９年度	小学校　８校、１１２点 中学校　４校、１４４点
平成３０年度	小学校　７校、１０３点 中学校　４校、　７２点
令和元年度	小学校　７校、１０６点 中学校　４校、　６９点

② 洲本・縁むすびプロジェクト（平成28年度～）

少子化・晩婚化の現実と向き合い、地域活性を図っていくことを目的とした、独身男女の出会いの場づくりに取り組んでいます。概ね年2回開催。

	開催日	内　　容	対象年齢	定　員	申込者数	参加者数	カップル数
1	H29.2.11（土）	アロマスプレー作りなど	20～45歳 男性は島内	男女各 15名	男27 女23	男17 女15	4組
2	H29.5.27（土）	バーベキューなど	25～45歳 男性は島内	男女各 15名	男23 女15	男14 女12	3組
3	H29.12.9（土）	苔玉作りなど	35～50歳 男性は島内	男女各 10名	男16 女9	男10 女9	2組
4	H30.5.20（日）	バーベキューなど	30～45歳 男性は島内	男女各 15名	男30 女14	男14 女13	8組
5	H30.12.8（土）	ハーバリウム作りなど	30～45歳 男性は市内	男女各 15名	男9 女8	男9 女8	3組
6	R1.5.19（日）	バーベキューなど	30～45歳 男性は市内	男女各 15名	男20 女21	男14 女14	5組
7	R1.12.14（土）	クリスマスリース作りなど	30～45歳 男性は市内	男女各 15名	男9 女12	男9 女12	5組

延べ170名・30組・1組結婚

③　職員信条の作成（平成28年度～）

業務内容が多岐に渡り、社協職員としての価値観や基本的な考え方を共有することが困難なことがありました。

そこで、「職員信条」を作成し、職種が違っても共通する社協職員としての価値、倫理、拠りどころを統一し、目標の明確化を図っています。

一、私たちは、誰もがこのまちで生まれ育って良かったと実感できるよう、住民主体の福祉のまちづくりに努めます

一、私たちは、全ての人が住み慣れた地域でその人らしく生活していけるよう、自己選択・自己決定を尊重し、最善の方法で援助します

一、私たちは、社会福祉のプロフェッショナルであることを自覚し、自己研鑽を重ね、地域福祉の推進に最善を尽くします

一、私たちは、地域福祉のプラットフォームとして、地域団体や関係機関とのネットワーク強化に努めます

一、私たちは、関係法令を遵守し、社協事業についての十分な説明責任を果たし、開かれ信頼される社協づくりに努めます

④　権利擁護デスクの設置（平成30年度～）

地域において権利擁護支援が必要な方が増加してきており、平成28年度に成年後見制度ニーズ調査を実施。平成29年度に権利擁護センター（仮称）設立準備委員会を開催。平成30年度から権利擁護デスクを設置し、成年後見・権利擁護相談、普及・啓発、関係機関・団体との連携、法人後見や日常生活自立支援事業に取り組んでいます。

年　度	内　　容	
平成 30 年度	相談実件数	高齢者 4 件、障害者 1 件
	活動（対応）実件数	95 件
	その他	補助人就任 1 件
令和元年度	相談実件数	高齢者 14 件、障害者 1 件
	活動（対応）実件数	109 件
	その他	保佐人就任 1 件

⑤　ひきこもりなどの悩みを抱える家族のつどい（平成30年度～）

以前から、ひきこもりなどの悩みを抱える複数のご家族から相談を受けていましたが、なかなか解決にはつながらないのが実情でした。そうした中、同じ悩みを抱える家族同士で集いたいという声が上がり、淡路島内初となるひきこもりの家族会を結成しました。

平成30年度：延べ58名参加、令和元年度：延べ41名参加

⑥　事務局体制の再整備（地域担当制の導入）（令和2年度～）

社会構造の変化の中で、従来からの支援体制ではカバーできない課題や問題が浮かび上がってきています。そうした中、洲本支部において地区担当制（兼務）を敷き、地域福祉担当職員だけでなく、介護保険事業や総務担当職員も一体となって地域福祉の推進を図っています。

⑦　社会福祉法人連絡協議会（令和2年度～）

これまでも各社会福祉法人において、専門性やノウハウを活かした多様な取組が実施されてきましたが、制度の狭間の課題など既存の制度やサービスでは対応できない課題が現れてきていました。そうした中、社会福祉法人連絡協議会を設立し、高齢・障がい・保育等の種別を超えたネットワークを築き、情報交換や課題共有をしながら、地域の福祉課題にアプローチし、関係機関・団体等とも連携・協働しながら、洲本市の地域福祉の推進を図っています。

令和3年3月22日に設立総会を開催（市内全11法人が参画）

コラム①　≪当事者（ひきこもりがちな方）の居場所づくり≫

洲本市では、出かける場所が少ない方など“ ひきこもりがちな方 ”のつどう場として「わかくさカフェ」が平成 29 年 5 月より開催されています。この取り組みは、認知症をささえる家族の会「にじの会」（当時）の皆さんを中心に、社協や行政などの関係機関が連携しながら運営を行っています。

洲本市社協には、以前より不登校やひきこもりなどの相談が寄せられる状況にありました。その一方で、「にじの会」の皆さんは、認知症当事者や家族、地域住民がつどい、ひと時を過ごす居場所づくり（認知症サロン・オレンジカフェ）に取り組んでおられました。そこで、その相談と居場所をつなぐ取り組みを進めていたことがきっかけとなり、さまざまな状況にある当事者の方々の居場所として「わかくさカフェ」がスタートしました。

当初は月に 1 回、ボランティアさんが会話をつないだり、トランプなどをしながら過ごしていましたが、同じ時間を共有するにつれて、徐々に本人同士のつながりが生まれ、仲間づくりが進んでいきました。そして、カフェ開催日以外にも社協のある会館へ立ち寄られる方が増え、時にはみんなでおしゃべりも楽しんでいます。また、参加者が想いを語る場としてミーティングを開催し、そこで出た意見をもとにバーベキュー大会を企画したり、地域のイベントへの出店も行っています。

月に 1 回から始まったカフェですが、今では月に 2 回の開催となり、会場準備から積極的に手伝う参加者もいらっしゃれば、自分の空いている時間に立ち寄られる方もいらっしゃいます。また、みんなとおしゃべりを楽しむ方もいらっしゃれば、そのおしゃべりを聞いている方もいらっしゃり、それぞれが無理なく思い思いに過ごす「ゆるやかな仲間づくり」の場となっています。そして、運営面においては、「にじの会」のメンバーがボランティアとして関わっており、状況は違えど同じ当事者の立場であることが、誰もが受け入れられ、心地良い居場所づくりにつながっています。

4 アンケート調査から見る洲本市の現状

（1） 調査の目的

「第4次地域福祉推進計画」を策定するにあたり、洲本市在住・在勤の方を対象に調査を実施し、社会福祉協議会の知名度や今後のまちづくりを進めていく上で重点化していくこと、意見・要望等を広くお聞きし、参考資料として活用させていただくために約900名の方々へアンケート調査を実施しました（回収率55%）。

（2） 調査の概要

① 調査対象者：登録ボランティアグループ、ふれあいサロン、ミニデイサービス、連合町内会長、民生委員・児童委員、主任児童委員、福祉委員、社協理事、社協評議員、五色支部福祉推進委員、認知症をささえる家族の会、当事者団体、まちの子育てひろば、子育て自主育児グループ、社協介護保険・障がい者支援サービス利用者・家族、洲本市介護支援専門員連絡会、市内相談支援事業所、学童保育利用者の保護者、福祉学習支援事業助成の助成先（小学校･中学校･高等学校）、世代間交流支援事業助成の助成先（保育所・認定こども園・幼稚園）、よりあいそとまち SUMOTO、城下町洲本再生委員会、買い物支援事業実施事業所、洲本市役所職員、社協窓口配布、社協ホームページ、計画策定委員等

② 調査期間：令和2年9月10日～10月31日

回答方法

全体の1／3の方がウェブ上で回答されていました。

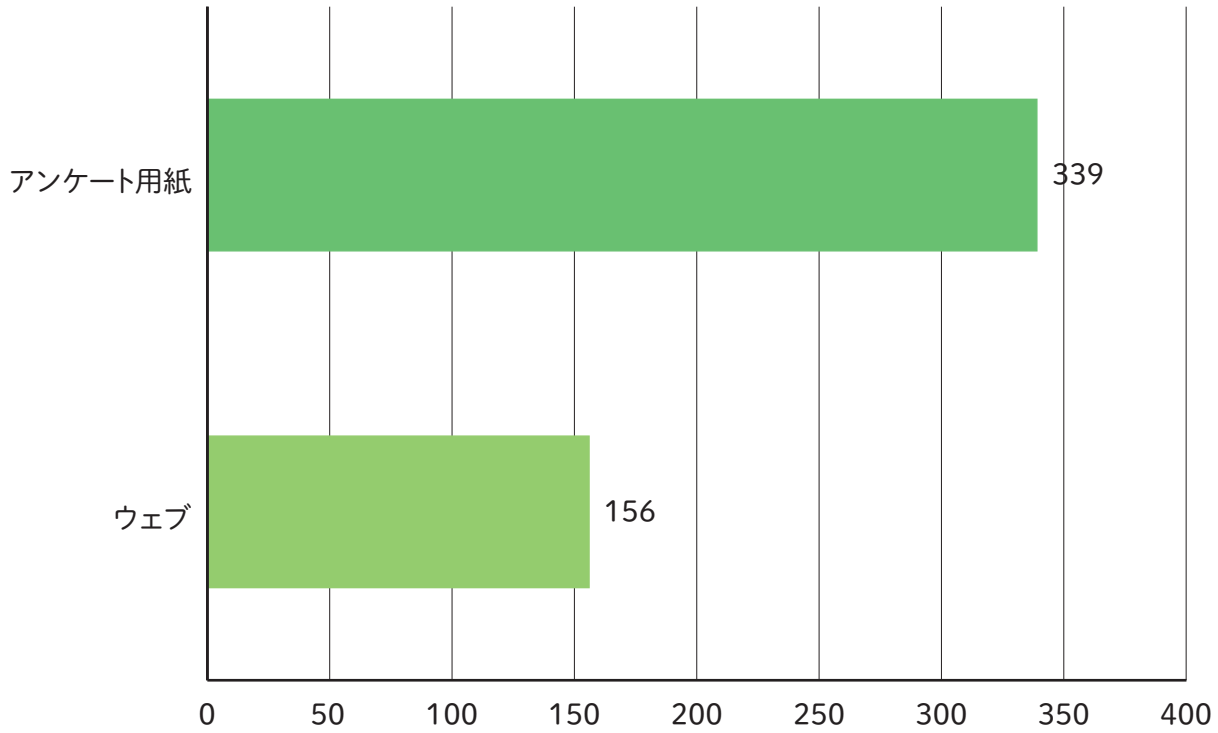

問1　年齢

60 歳代の方が最多、次に 40 歳代、70 歳代が多くなっていました。反対に 20 歳代以下が最少でした。

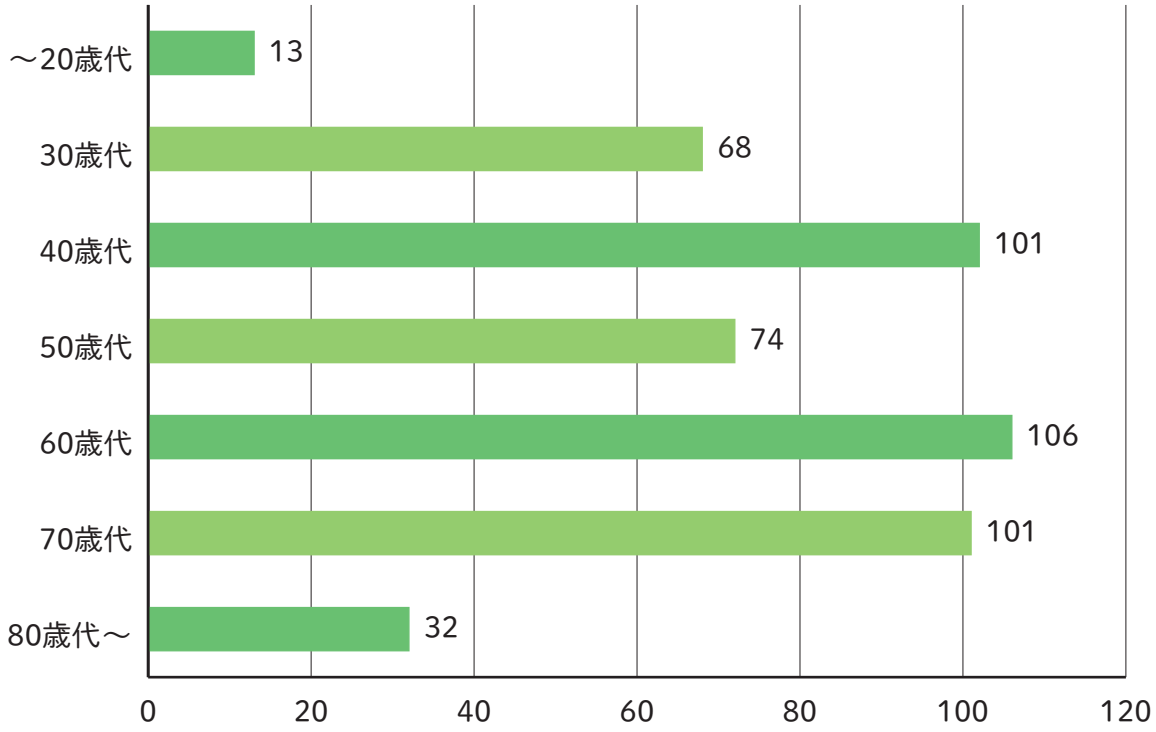

問2　居住地域

大野が最多、次に加茂、市外が多くなっていました。反対に鮎屋や上灘は少なくなっていました。

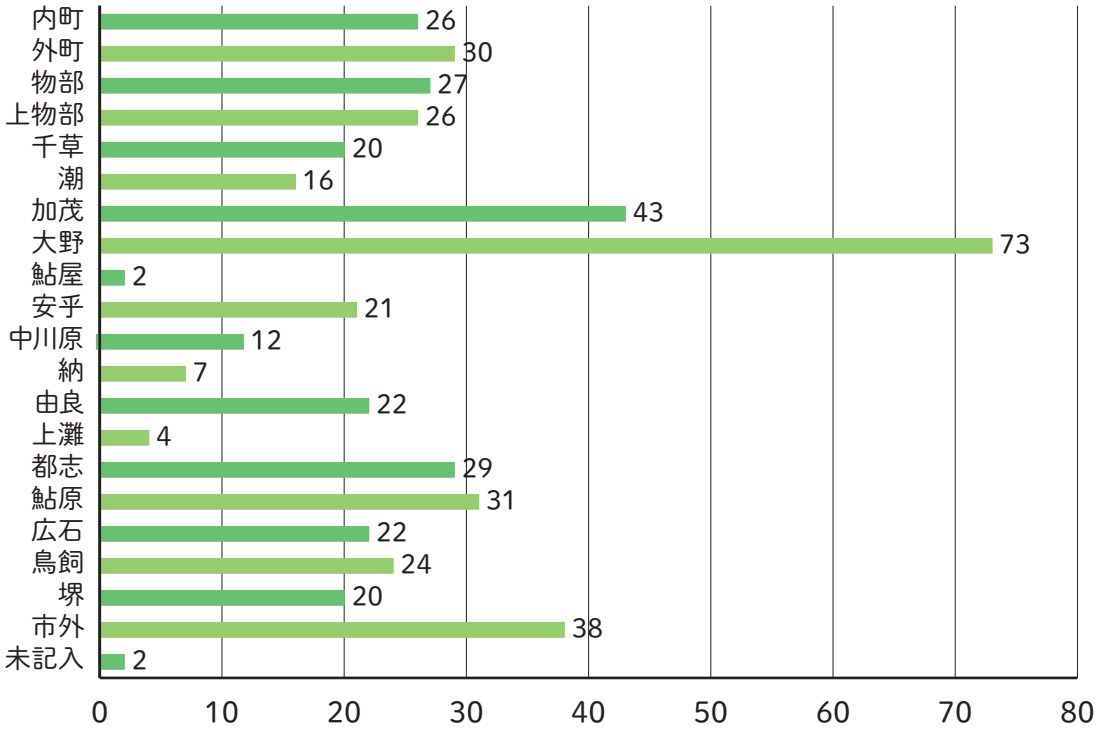

問3　現在、どのような地域活動に参加していますか？（複数回答）

町内会の活動が最多で、割合としては全体の59%になっていました。

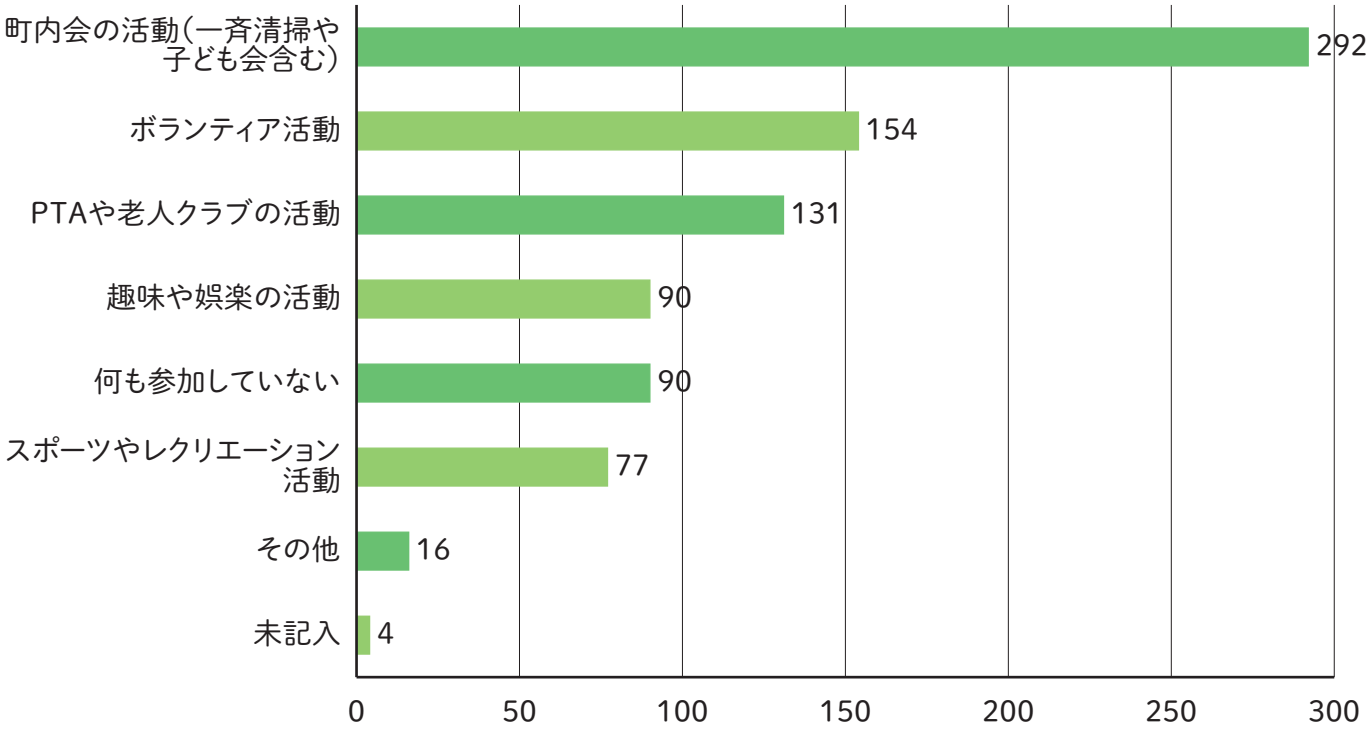

問4　地域活動に参加していない理由（複数回答）

仕事や家事で忙しいからが最多で、次に参加するきっかけがないためが多くなっていました。

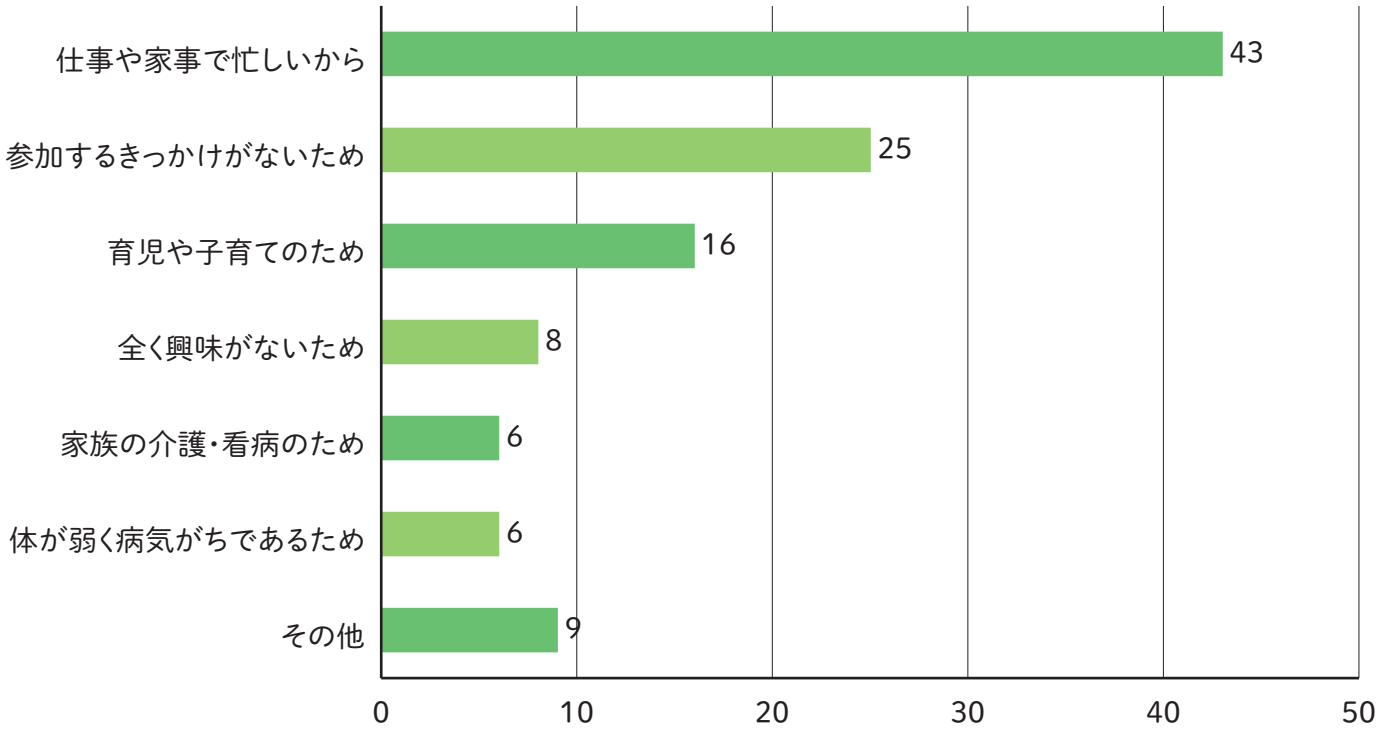

問5　自分や家族の誰かに福祉サービスが必要になった時、どこに相談に行くか？（3つまで選択）

市役所の窓口や職員が最多で、次に社会福祉協議会の窓口や職員が多くなっていました。

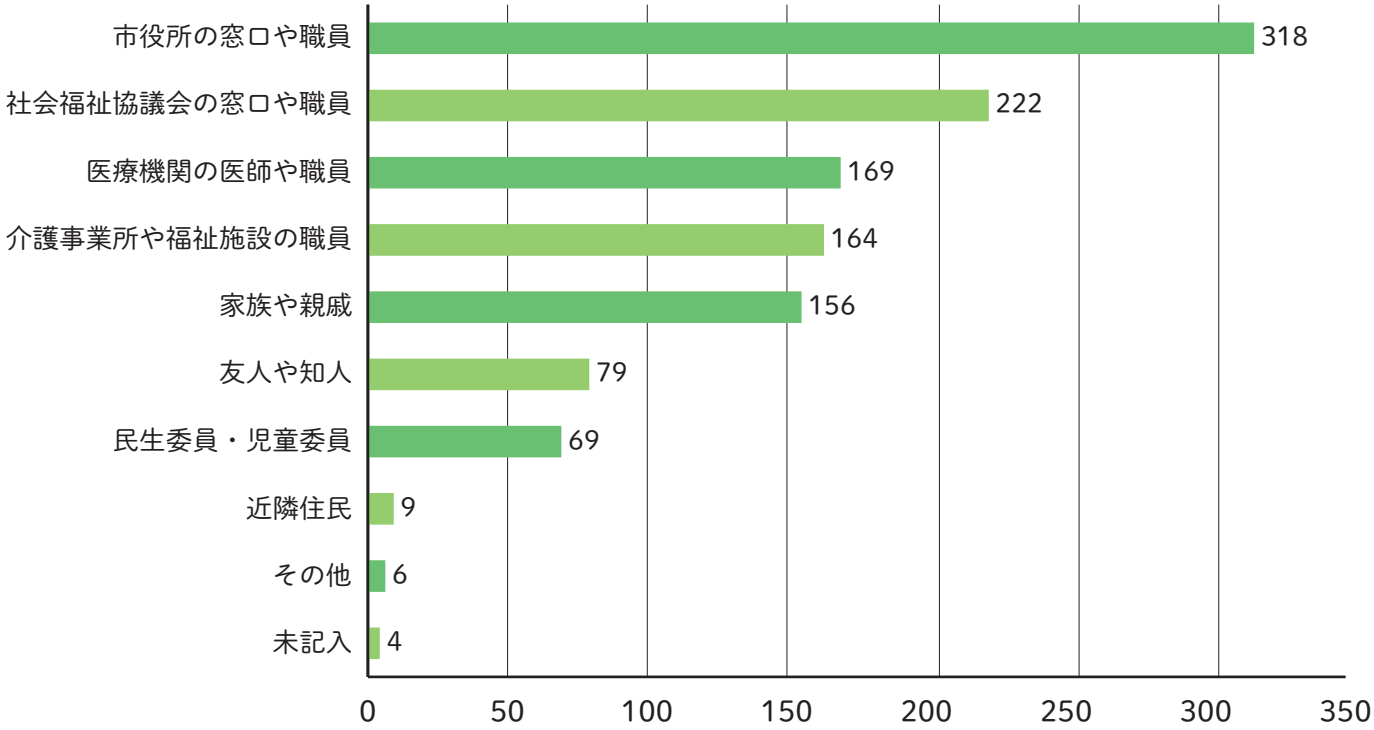

問6　自分や家族が、高齢や病気、もしくは子育てなどで日常生活が不自由になった時、地域にどのような手伝いをして欲しいか？（3つまで選択）

安否確認の声かけが最多で、次に高齢者の介護、災害時の手助けが多くなっていました。

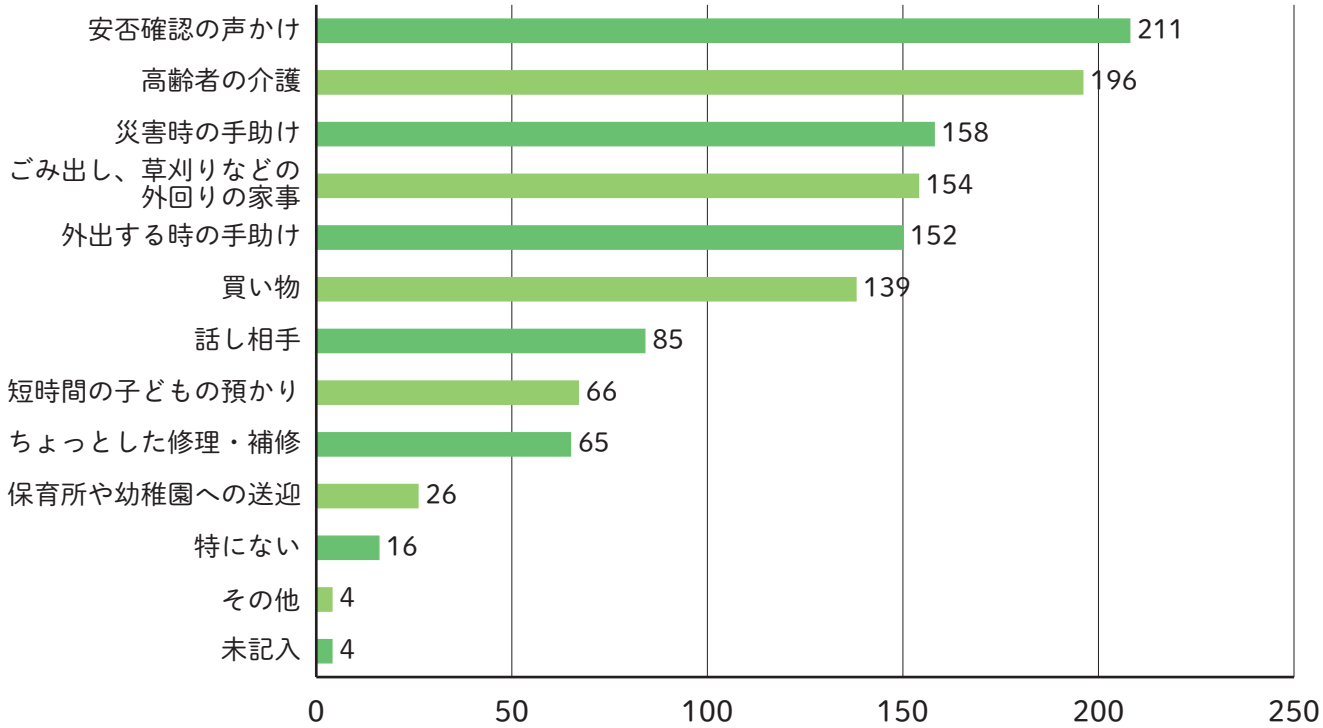

問7　洲本市社会福祉協議会の知っている活動・事業（複数回答）

広報紙「社協の輪」、ホームページ等が最多で、次に小地域福祉活動、介護保険が多くなっていました。

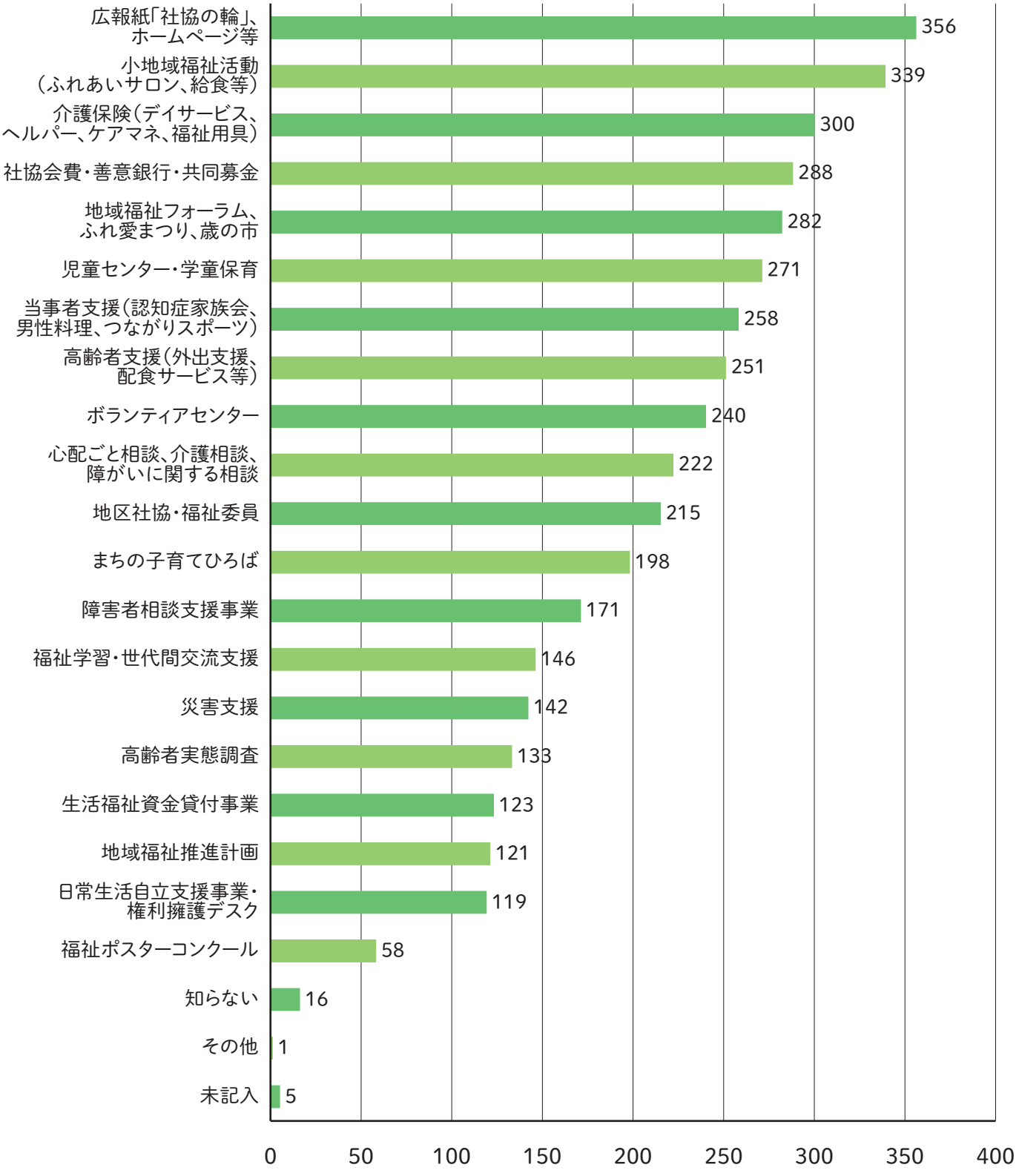

問8　洲本市社会福祉協議会に今後、より充実させていって欲しい活動・事業（3つまで選択）

高齢者支援が最多で、次に介護保険、そして心配ごと相談、介護相談、障がいに関する相談が多くなっていました。

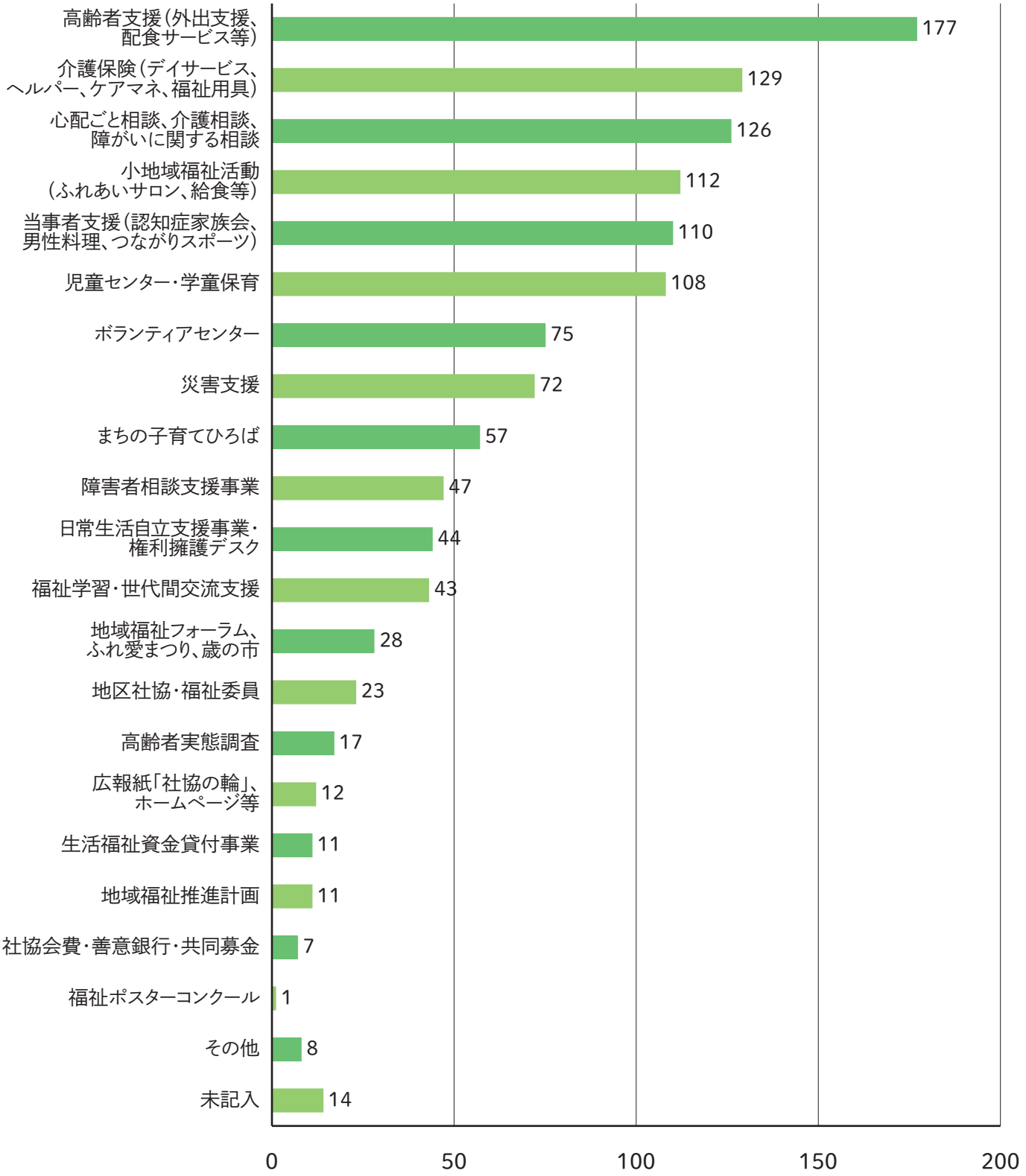

問９　将来、洲本市がどんなまちになっていれば良いと思いますか？（記述式）

「高齢者」、「障がい児・者」、「子ども・子育て・若者」、「雇用」、「まちづくり」、「交通・外出」、「共生社会」、「その他」の8つの項目に分類して整理しました。以下、主なものを抜粋します。

本計画への反映箇所（P.27 ～参照）

（人）… 地域福祉の「人づくり」
（つ）… 人と人との「つながりづくり」
（ネ）… 連携・協働の「ネットワークづくり」
（仕）… 総合的な相談支援の「仕組みづくり」
（社）… 社会福祉協議会の体制強化

≪高齢者≫

- 高齢になっても住みやすいまち（人）、（つ）、（ネ）、（仕）、（社）
- 高齢者が安心して生活できるまち（人）、（つ）、（ネ）、（仕）、（社）
- 高齢者が気軽に集える催しが増えればいいな！（つ）
- 介護サービスの活動内容等をサロン、給食会で説明会開催し、色々なサービス実績を報告して欲しい（社）

≪障がい児・者≫

- 社会的弱者に配慮がいき届いたまち。社会が一人一人の事情に慮り、みんなが真に生きやすいまちが実現すれば良いと思います（人）、（仕）
- 高齢障がい者の希望とすれば、重度な要介護状態になっても、住み慣れた地域で自分らしいを人生の最後まで続けられるよう身近な生活の場でその人に添った支援を包括的に受けられる体制づくりの整備を早急に行ってください（仕）
- 障害があっても不安なく生活できるまち。子どもに障がいがあると保育園や進学、遊び場も心配なのですが、大人になった時に働く場所、親から離れて生活できる場所がもっとあれば安心して暮らせます（人）、（つ）、（ネ）、（仕）、（社）

≪子ども・子育て・若者≫

- ファミリーサポートやベビーシッターなど家事代行などあったら子育てしやすいと思います（人）、（仕）
- （大人が）仕事はリモートでもいいから子どもは是非ここで育てたいと思うまち（人）、（つ）、（ネ）、（仕）、（社）
- 若い人たちが住みたいと思えるようなまちになっていればと思います。コロナ禍でテレワークが進んでいるので、今がチャンスかもしれません（人）、（つ）、（ネ）、（仕）、（社）
- 公園などの遊具の充実した場所の確保。洲本は子ども達が遊ぶ場所が少ないとよく話に出ます（つ）

≪雇用≫

- 高齢になっても低賃金、短時間儲ける場所が近隣である（つ）、（仕）
- 若い人が定住できるように企業誘致を進めて欲しい（つ）、（仕）
- 若い子が福祉職に魅力を持ち、働くことを望むまち（仕）、（社）

≪まちづくり≫

- 比較的のんびりとしたまち。今もそう悪くないと思っている（−）
- 行政が将来の絵を具体的に社協とともに示して欲しいと考える（仕）、（社）
- みんなで助け合える温かいまちになるように、どんな活動をしているかたくさん発信して欲しい（社）
- 自助、共助の心が育ち、互いにつながり合いながら引き継いでいけるまち（人）、（ネ）

≪交通・外出≫

◦コミュニティバスの増設や高速バスの増便など、洲本の魅力を十分に発揮できるよう、行政、市民の力を結集できればと思う（ネ）、（仕）
◦高齢になっても、できるだけ普段の生活が変わらず過ごせるようになって欲しい（人）、（つ）、（ネ）、（仕）、（社）
◦移動手段や買い物支援等が自分にあったように選択できるようなシステム（仕）

≪共生社会≫

◦一人たりとも見捨てられないまちであって欲しい（人）、（つ）、（ネ）、（仕）、（社）
◦働く場所があり、子どもを預ける場所があり、車に乗れなくなっても外出できるような環境（つ）、（仕）
◦いろんな立場の人の思いが一つのところで取り上げられなくても、どこか違う場で吸い上げてもらえる、考えてもらえるような仕組みができていたらいいなあと思います。どうせこんな思いなんてって思わず、言ってみようか、声に出してみようかなと一人一人が思えるまちになっていればと思います（仕）
◦一人一人が“ あなた任せ ”ではなく協力し合えるまち（民生委員他町内会役員にお任せではなく、隣保で助け合いができるまち）（人）、（ネ）
◦「共生社会」。若者と高齢者の共存・共栄のまちになって欲しいです。支え、支えられ、助け、助けられながら互いが良いパートナーのような相互関係を築ければと思っています（人）、（つ）、（ネ）、（仕）、（社）
◦人に優しい、困っている人を「ほっとけない」、「ほっとかない」まち。「助けて」と声を上げやすいまち。「助けて」と声を上げられない人を見付けて救い出すようなまち。「助け合える」まち。「笑顔」溢れるまち。高齢になっても「安心」して「安全・安心」なまち。「人の噂話」に耳を傾けるのではなく、「ワクワク」する、「楽しい」こ　とでみんなが活躍できるまち（人）、（つ）、（ネ）、（仕）、（社）

≪その他≫

◦若い世代、これから生活、生きてゆくためには将来への不安、その他が重くのしかからぬよう、思いやりのあるイデオロギーが必要かと（人）
◦社会福祉協議会の活動を充実させるためには、多くの方々からの寄付や会費等への協力が不可欠ですが、最近は減額傾向にあります。寂しいことです。組織全体でクラウドファンディングなども活用を検討してはどうかと思うところですが、難しいでしょうか（仕）、（社）
◦赤ちゃんからお年寄りまでがここに生まれて良かった、ここで最期を迎えられて良かったと思える環境が一番望ましい、一番幸せなことです（人）、（つ）、（ネ）、（仕）、（社）

問１０　洲本市社協へのご意見やご要望（コロナ禍における社協活動で必要と思われること等）（記述式）

「広報・PR」、「仕組み」、「事業の提案や要望」、「エール」、「コロナ禍における社協活動で必要と思われること」の5つの項目に分類して整理しました。以下、主なものを抜粋します。

本計画への反映箇所（Ｐ．27 ～参照）

（人）… 地域福祉の「人づくり」
（つ）… 人と人との「つながりづくり」
（ネ）… 連携・協働の「ネットワークづくり」
（仕）… 総合的な相談支援の「仕組みづくり」
（社）… 社会福祉協議会の体制強化

≪広報・PR≫

- 地域福祉の貢献をもっと周知し、参加する機会を検討してはどうか（社）
- 実際、どんな活動をして市民に役立っているか不透明であり、存在価値を見出しにくい（社）
- 子どもが成長すると次は高齢者のことで相談するまで社協の存在感が薄く感じられる。一生を通して市民と社協が関係性を感じられることも大切だと思う（つ）、（仕）、（社）

≪仕組み≫

- 大変な状況にある人がおられた場合、その人が支援の輪の中から外れていないように確認する、といったような仕組みがなくなりませんように（仕）
- 社会福祉協議会の役割・存在意義は加齢と共に私達、高齢の障がい者にとってはなくてはならない仕事であり、制度であると思います（社）
- 個別の施策が活動とは別に基本的な活動スキームの見直しの時期がきていると考えます。貴協議会だけでなく、行政全般に渡って言えることですが、町内会や民生委員制度などに依存した一部の活動は上記の人口減少下での高齢化と家族制の変化の中では制度に疲弊が出始め、綻びが生じてきました。新たな活動スキームの構築が急がれると考えます（仕）、（社）
- 高齢化を迎えて一番不安なことは老々介護を助けてくれるシステムです。年をとっても安心して住めるまち洲本。一人になっても気楽に相談できるようなシステム。現在はあまり不安がないので知らないのかも分かりませんが。困った時はまず社協に相談。これが合言葉になれば嬉しいです（人）、（つ）、（ネ）、（仕）、（社）

≪事業の提案や要望≫

- １週間に１度でもいいので買い物ツアーでまちをこまめに回って連れて行って欲しいと思います（仕）、（社）
- コロナ禍は現代人に前例のない出来事であり、既存の制度では対応できないものも多い。現場の声を吸い上げ、洲本市としての独自施策を実施していって欲しい（人）、（つ）、（ネ）、（仕）、（社）
- サロン等の出席者の交通手段（仕）、（社）
- 介護事業所が集まって横のつながりを拡大できるようなイベントの企画（ネ）、（社）
- 営利追及はできないが、今後ますますサービス需要が増大されることを勘案し、福祉サービスを有償化できるものは有償化し、少しでも自主運営体制を強化していく（仕）、（社）
- 現在、休止されている給食会は、これまで高齢者の交流の場、様々な情報を入手できる場として大きな役割を果たしてこられました。休止中も地域では給食会に代えて、声掛けや見守りを行っていただいていると伺っておりますが、新しい生活様式のもと、会食にこだわらず、規模や回数を縮小し、交流の場・情報提供の場づくりを検討していただければと思います（人）、（つ）、（ネ）、（仕）、（社）

≪エール≫

◦オーバーワークにならない程度に頑張ってください（―）
◦他市と比べて洲本市社会福祉協議会の予算が少ないのではないか。社協職員の給料が低いようなのでもっと給料を上げてやって欲しいです（―）
◦社協と言えば、財政的に決して恵まれているとは言えない。したがって人的な確保もままならない中、普段の仕事のことも抱えきれないほど。でもいつも福祉の先頭に立っていることを思うと心が痛みます。今、洲本市から社会福祉協議会がなくなってしまいますと福祉の灯が消えてしまいます。市民の方々も一人一人口には出さなくても社協には感謝していると思います。どうぞ誇りをもって日々ご活躍ください（人）、（つ）、（ネ）、（仕）、（社）
◦日頃は市民の活動を支えてくださってありがとうございます。お弁当の宅配ありがとうございます。時間をかけて買い物に行かなくても有り難いことです。今後も見守ってください（―）

≪コロナ禍における社協活動で必要と思われること≫

◦ソーシャルディスタンスを守るため高齢者が社会的に孤立する傾向にあり、そのフォローが必要（人）、（つ）、（ネ）、（仕）、（社）
◦高齢の方や小さい子どもがいる人は外出すること自体をしなくなったので、話すこと自体が減っている人が多いと思うので、声かけや話し相手になってくれると心強いと思います（人）
◦感染対策をとりながら、必要な会合は開くべきだと思います。高齢者支援や地域清掃、また社協会費などの充実が必要なのではないでしょうか（人）、（つ）、（ネ）、（仕）、（社）
◦やはり、人は生き生きするためには他者と面会し、好ましいと思えるつながりにあると思います。100 歳体操の再開を待ちわびていたように来てくれるのを見ても分かります（人）、（つ）、（ネ）、（仕）、（社）
◦コロナ禍による貧富の差が大きくなっているように思う。少しでも早く差を感じて欲しい。行動が遅れることによって自殺も出てくるのではと心配です（人）、（つ）、（ネ）、（仕）、（社）
◦学校が休校になった中、児童クラブが開所していてすごく助かりました（―）
◦コロナ禍により地域での活動を中止して月 1 回の各戸訪問で安否確認をしておりますが、今後事業を再開した時の活動方法等（会場の設営等）を指導お願いしたい（社）

コラム②　≪生活福祉資金における新型コロナウイルス特例貸付≫

新型コロナウイルス感染症（以下、「新型コロナ」）の感染拡大により経済活動が大きく影響を受ける中、公的な経済支援として、いち早く動いたのが、生活福祉資金貸付制度による「緊急小口資金・総合支援資金（特例貸付）」でした。

特例貸付では、新型コロナの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のため貸付を必要とする世帯に、簡便な手続きで広く貸付が行われました。しかし、殺到する申請数への対応のあり方や個別への相談対応という事業理念との葛藤を抱きながら通常とは異なる対応が求められました。

特例貸付は返済までに最長1年間の据置期間が設けられ、償還期間は緊急小口資金で2年間、総合支援資金で10年間と長期に渡ります。そして、償還が滞った世帯などはさらに長い期間関わりが続いていきます。資金を貸し付けるだけでは解決しないこともあり、課題や問題の背景に寄り添いながら、何かあった時に相談いただける様な体制をこの先どう作っていくかが求められています。その一方で、社協の通常業務も行っていかなければならず、課題が山積しているのが実情です。

特例貸付を通じて、社協がこれまで接点がなかった方々と出会い、コロナ禍での生活課題を知り、今まで見えていなかった地域課題を知る機会ともなりました。これからも、社協が生活福祉資金に取り組んでいく意義が問われています。

洲本市社協キャラクター
「みっくマン」

第2章
地域福祉推進計画

だれもがみとめ
ささえあい
ともにくらせる
まちづくり

（1） 計画のねらい

1. 公民協働で洲本市の地域福祉を考え、活動を推進していくための指針
2. 洲本市社会福祉協議会の組織基盤強化を図る指針

洲本市社協では、平成19年度に「第1次計画」、平成22年度に「第2次計画」、平成27年度に「第3次計画」を策定し、洲本市の地域福祉の推進に取り組んできました。そしてこの度、これまでの計画を継承し、「第4次計画（6か年計画）」を策定しました。

計画の策定にあたり、令和2年7月から策定委員会を開催し、幅広い分野から18名の方々に策定委員として参画いただき、第3次計画の点検や評価、第4次計画での重要なテーマである「地域共生社会」の実現に向けた協議を行いました。また、洲本市在住・在勤の方々を対象としたアンケート調査を実施し、地域の課題や問題、洲本市社協に充実していって欲しい活動等の把握に努めました。加えて、洲本市社協の地域福祉係を中心としたプロジェクトチームを組織し、策定委員会の議論に必要なデータ収集や課題の分析等を行ってきました。

こうした過程の中で、専門職間のネットワークづくりや社協の組織基盤づくりについての評価が低いこと、住民・関係機関・行政が計画の実行に向けてどういった役割を果たすのか不明確だといった意見が上がりました。第4次計画では、それらの意見を反映し、ネットワークづくりや組織基盤づくりを強化していく計画にしました。また、住民・関係機関・行政がそれぞれ果たす役割を明確化しました。

今後、さらに地域福祉を推進していくために、地域住民を始め地域で活動する様々な団体、行政等と連携を深めながら、生活・福祉課題の解決を協議していくことが大切です。そして、公民協働で具体的な活動に結び付けていくための指針、社協の組織基盤強化を図る指針としてこの計画を活用していきます。

（2） 計画の期間

計画の期間は、2021（令和3）年度から2026（令和8）年度までの6年間とします。その中で毎年、点検・評価を行い、年次計画に反映していきます。そして、社会情勢の変化や「第3期洲本市地域福祉計画（推進期間は本計画と同じ）」と整合性を図るために、行政と連携をとりながら、計画の進捗状況を確認し新たな課題には適宜対応していきます。各種計画の推進期間は以下の通りです。

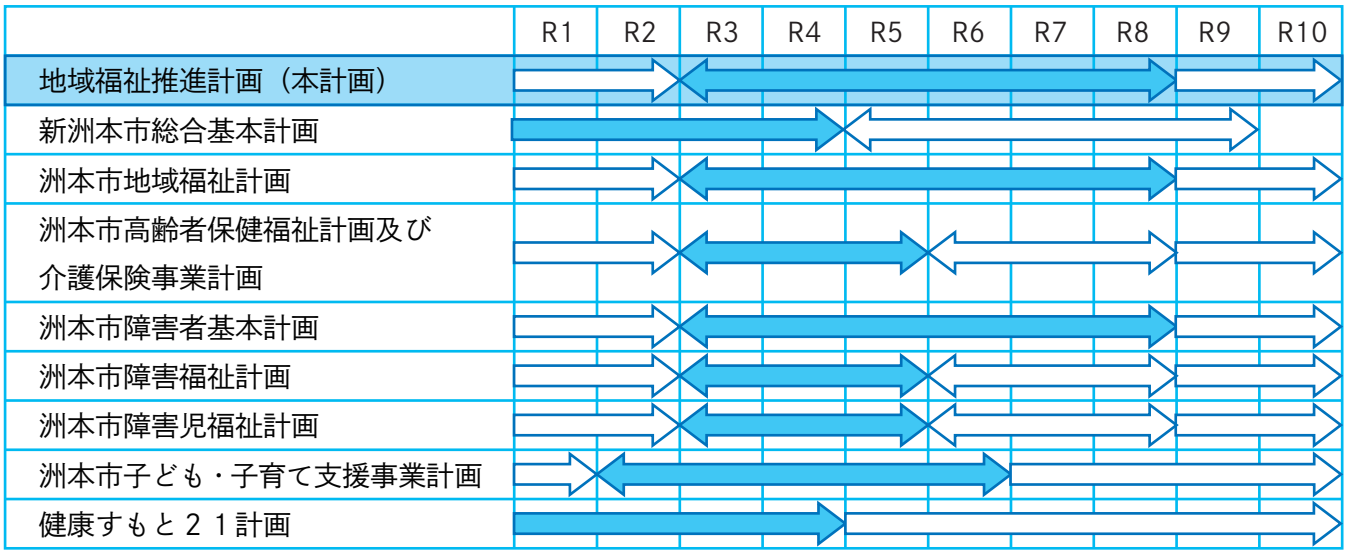

（3） 計画の位置づけ

社協が策定する本計画は、洲本市において地域福祉を推進するにあたり、民間の立場で具体的な取り組み等を設定した行動計画となります。

一方、行政がつくる「地域福祉計画」は、社会福祉法第107条に規定され、全ての市町村で策定するよう努めるものとされており、洲本市では「第3期洲本市地域福祉計画」を本計画同様、令和3年3月に策定しています。

「地域福祉推進計画」と「地域福祉計画」は、共に地域福祉の推進をめざし、住民の参加を得て策定されたもので、相互に連携して取り組みことが重要となります。

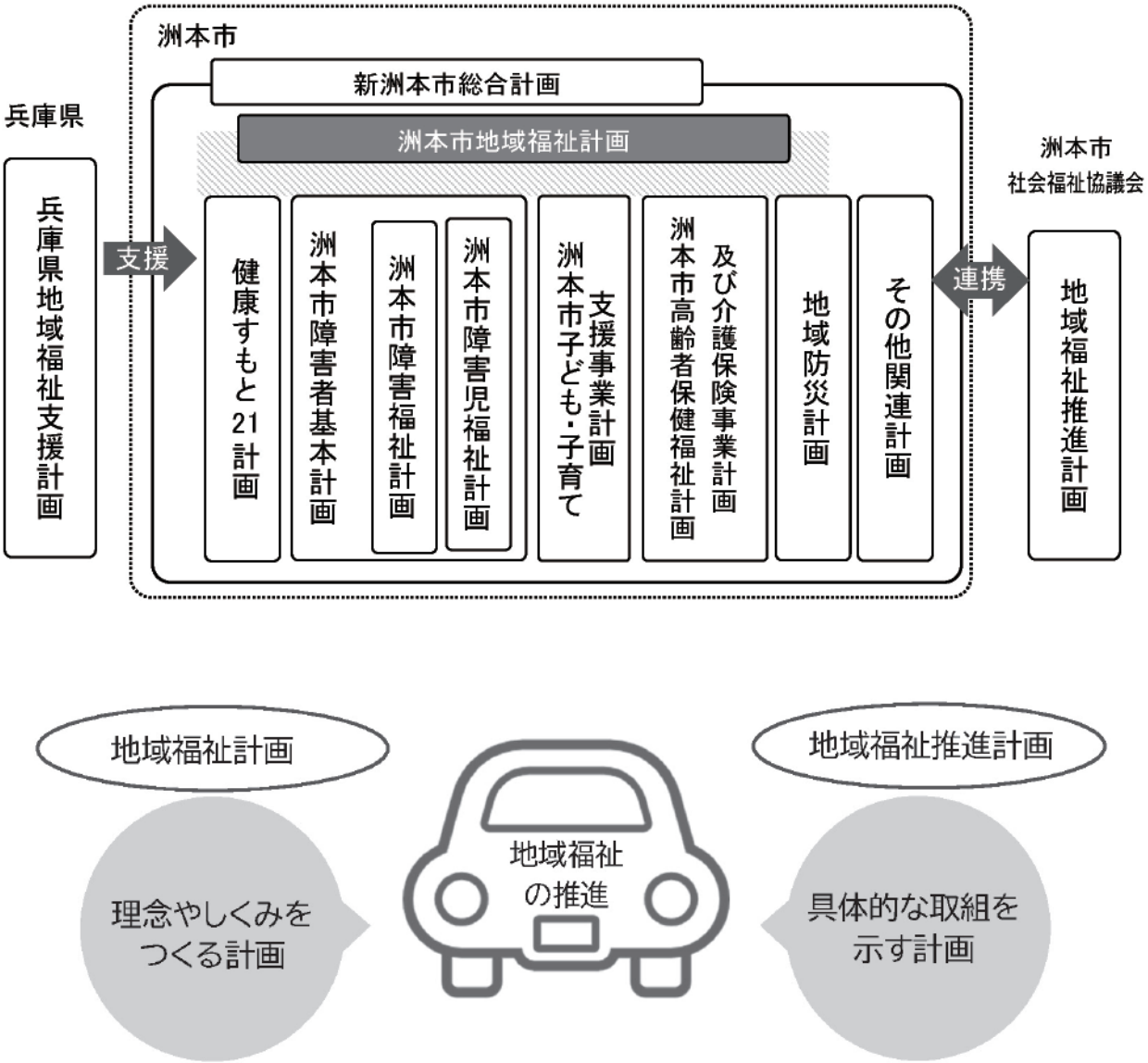

出典：第3期洲本市地域福祉計画

（1）　基本目標

令和3年2月に洲本市社協は合併後15年を迎えました。洲本市社協ではこれまでの15年間（第1次～第3次計画）において、『誰もが共に健康で安全・安心に暮らせるまちづくり』を基本目標に掲げ、各種事業を展開してきました。今回の計画においては、これまでの15年間の活動をベースに「地域共生社会」を実現させていくという考えのもと、『だれもがみとめ　ささえあい　ともにくらせる　まちづくり』を基本目標（スローガン）に掲げ、地域福祉の更なる推進を図っていきます。

（2）　重点目標と強化目標

基本目標の実現に向け、4つの重点目標と強化目標を設定し、地域の皆さんや関係機関・団体の方々と共に地域福祉の推進と社協の体制強化に取り組んでいきます。

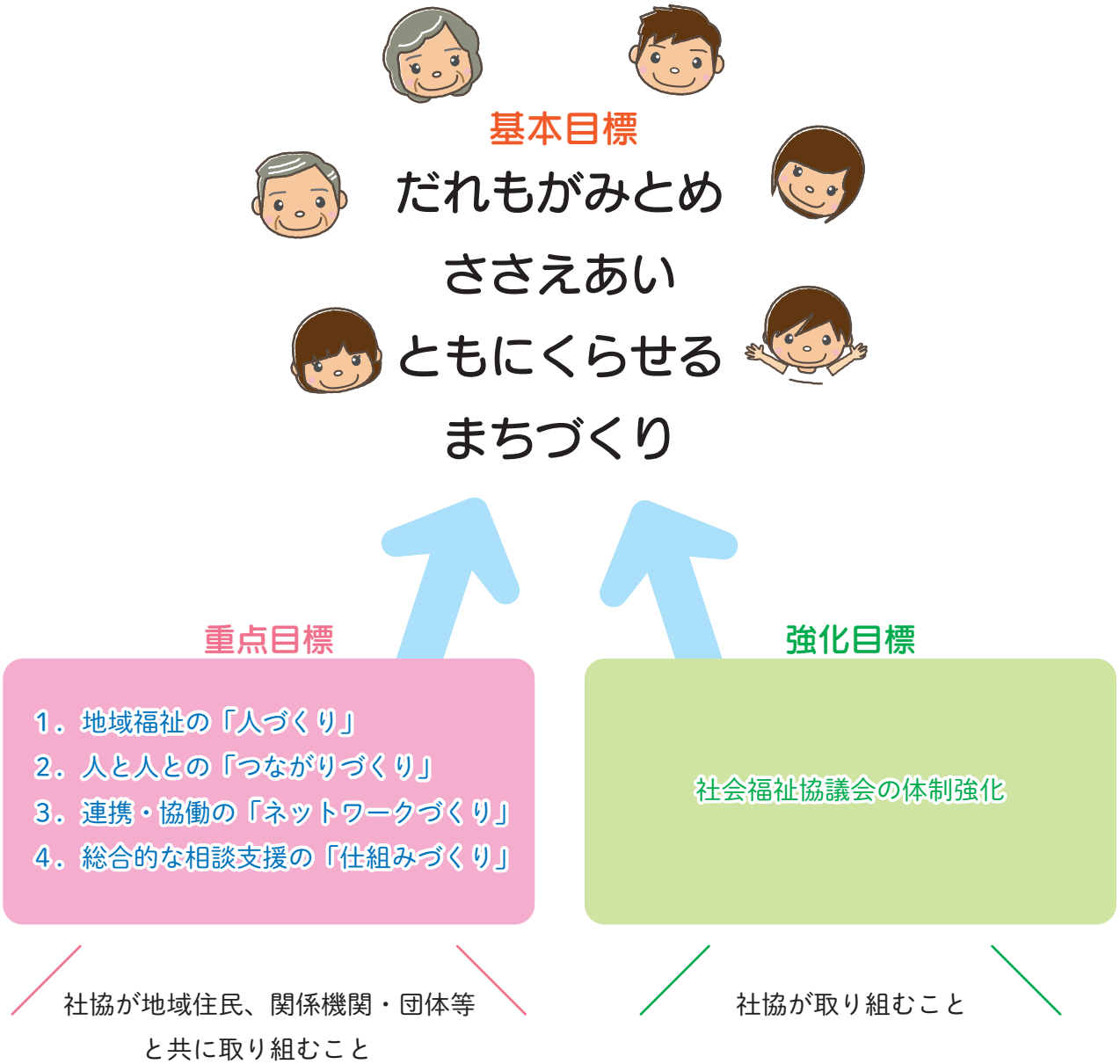

計画体系図

重点目標①

地域福祉の
「人づくり」

意識づくり
担い手づくり

重点目標②

人と人との
「つながりづくり」

住民同士の交流の場づくり
当事者同士の分かち合いの
場づくり

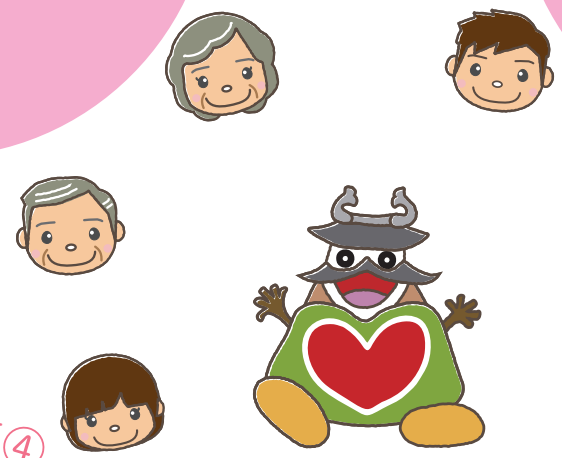

重点目標③

連携・協働の
「ネットワークづくり」

住民間のネットワークづくり
専門職間のネットワークづくり

重点目標④

総合的な相談支援の
「仕組みづくり」

総合的な福祉相談体制づくり
権利擁護支援体制づくり
地域包括ケアシステムづくり
生活困窮にある方への
支援体制づくり

強化目標

社会福祉協議会の体制強化

社協事業の見える化、経営基盤の強化、
ニーズに応じたサービスの実施・見直し・開発、住民主体の社協づくり

1. 地域福祉の「人づくり」

≪ねらい≫

地域では、祭りや清掃活動、児童や高齢者の見守り等、住民主体の支え合い活動が広まる一方で、それらの活動の担い手不足が深刻化し、地域での支え合い活動が難しくなってきています。

しかし、地域福祉を進めていくためには、土台となる人づくりが重要であり、福祉学習やボランティア活動等を通じ、「福祉」を「我が事」として考えられる人を増やし、意識づくりや担い手づくりをめざします。

(1)意識づくり

【みんなで進めること】

（住）… 一人ひとりの「住民」　（地）… 隣保や町内会等の「地域組織」
（関）… 福祉施設、学校、企業等の「関係機関」　（行）… 行政

- 広報やホームページ、SNSを通じて、市や社協の動きを確認しましょう（住）
- お互いをありまのまま受け入れ、支え合いの意識を持ちましょう（住）（地）
- 身近な地域で福祉学習を実施しましょう（地）（関）

【社協で進めること】

より多くの方々に「福祉」を「我が事」と考えていただけるよう、下記事業の推進を通じ、福祉意識の醸成を進めていきます。

① PR事業（地域福祉フォーラム、ふれ愛まつり、ふれあい歳の市、ひとり暮らしのつどい、風船バレーボール大会等）の推進
② 社協会長表彰事業（定時制高校、福祉ポスターコンクール）の推進
③ 当事者理解（認知症や障がいに対する理解）の推進
④ 福祉学習・世代間交流（学校や地域における福祉学習、保育所、認定こども園、幼稚園における世代間交流等）の推進

コラム③　≪福祉ポスターコンクール≫

明日を担う市内の小・中学校の児童・生徒を対象に福祉意識の高揚・啓発を図り、福祉について改めて考える機会を増やし、社協のPRや子ども達とのつながり構築をめざし、平成28年度から毎年夏休み期間中に実施しています（令和2年度は新型コロナウイルス感染症による小・中学校への影響などを鑑み中止）。

これまでに延べ855点の応募があり、小・中学校別に入賞作品を選出し、入賞者には洲本市社協会長から表彰を行っています。少しずつ認知度も高まってきており、福祉学習で小学校を訪れ、児童に「社協は何をしているところ?」と訊ねると「福祉ポスターコンクールをしているところ」という答えが返ってくるようになりました。

今後も継続実施していき、児童・生徒や保護者の方々への福祉意識の高揚等につなげていきたいと考えています。

令和元年度の最優秀賞作品（中学生の部）

（2）担い手づくり

【みんなで進めること】

（住）… 一人ひとりの「住民」　　（地）… 隣保や町内会等の「地域組織」

（関）… 福祉施設、学校、企業等の「関係機関」　　（行）… 行政

◦地域のイベントや集まりに参加しましょう（住）（地）

◦隣近所で気になる人のちょっとした困りごとをお互い様で助け合う仕組みとして、できることを無理のない範囲で取り組みましょう。（住）（地）

◦小地域福祉活動やボランティア活動の認知度を高め、理解者や協力者を増やし、活動の充実をめざしましょう（住）（地）（関）（行）

【社協で進めること】

より多くの方々に「福祉」を「我が事」と考えていただけるよう、下記事業の推進を通じ、担い手の育成を進めていきます。

① 小地域福祉活動（ふれあいサロン、ふれあい給食、ミニデイサービス、ふれあい配食等）の推進

② 各種養成講座・研修会・交流会（地域活動ボランティア講座、サマーボランティア体験スクール、ふれあいパソコン教室、卓球バレー大会等）の推進

③ ボランティア及びボランティアグループへの支援（ボランティアコーディネート、ボランティア協会・ボランティア連絡会との連携等）

④ 五色支部福祉推進委員会（社協会費や共同募金運動の推進、地域での見守りや安否確認、地域課題の共有や解決等）の推進

≪到達点≫

住民、関係機関、行政等、多様な方々との協働で各種事業を実施、推進し、福祉意識の醸成や担い手の育成につながります。そして、見守りや支え合い活動がより活発になります。

▲地域活動ボランティア講座

▲ふれあいパソコン教室

2．人と人との「つながりづくり」

≪ねらい≫

ご近所との付き合いや地域とのつながりが希薄化してきている中、子どもから高齢者、障がいのある人、ボランティア等多くの人がつながり、集まることができる場を増やしていくことで、情報交換ができ、お互いが気にかけ合える地域づくりをめざします。また、地域の身近なところでつながり、安心できる居場所があることは誰にとっても大切なことです、住民同士の交流の場や当事者同士の分かち合いの場をたくさんつくりましょう。

（1）住民同士の交流の場づくり

【みんなで進めること】

（住）… 一人ひとりの「住民」　（地）… 隣保や町内会等の「地域組織」

（関）… 福祉施設、学校、企業等の「関係機関」　（行）… 行政

◦不安や悩みを抱え込まず、相談しましょう（住）

◦心配な人がいれば、声をかけましょう（住）（地）

【社協で進めること】

住民同士の交流の場づくりを推進していくために、下記の事業を実施していきます。また、新たな拠点づくりもめざしていきます。

① 子育て支援（まちの子育てひろば、プレママ&ベビーくらぶ、育児グループへの支援、児童センター、放課後児童健全育成事業等）の推進

② 地域拠点型サービスの開発・実施 重点

（2）当事者同士の分かち合いの場づくり

【みんなで進めること】

（住）… 一人ひとりの「住民」　（地）… 隣保や町内会等の「地域組織」

（関）… 福祉施設、学校、企業等の「関係機関」　（行）… 行政

◦当事者やご家族が気軽に参加し相談できる集いの場づくりを、地域や専門機関で進めましょう（地）（関）

【社協で進めること】

当事者同士が悩みを分かち合える交流・ふれあいの場づくりを推進していくために、下記の事業を実施していきます。

① 当事者支援（認知症をささえる家族の会、オレンジカフェ（認知症カフェ）、男性料理教室、つながりサロン・スポーツ、セルフヘルプつながり支援事業、縁むすびプロジェクト、ひきこもりなどの悩みを抱える家族のつどい、わかくさカフェ運営支援等）の推進

≪到達点≫

地域で顔の見える関係が深まれば、地域でのつながりが強化されます。そして、制度の狭間の課題や問題にもしっかりと目が向けられるようになります。

3．連携・協働の「ネットワークづくり」

≪ねらい≫

様々な生活・福祉課題に対応していくためには、分野を超えた専門機関・団体との連携や協働が不可欠であり、町内会、民生委員、老人クラブ等の地域団体、福祉施設、企業、行政等とのネットワークの拡大が求められています。

各種団体がそれぞれの強みやノウハウ、アイデアを出し合い、新たな支え合いの仕組みにつながるようネットワークを強化していきましょう。

（1）住民間のネットワークづくり

【みんなで進めること】

（住）… 一人ひとりの「住民」　（地）… 隣保や町内会等の「地域組織」
（関）… 福祉施設、学校、企業等の「関係機関」　（行）… 行政

- 地域のイベントや集まりに参加しましょう（住）（地）
- 小地域での見守り活動や地域に必要な取り組みを実施し、解決困難な課題は社協や関係機関につなぎましょう（住）（地）（関）（行）
- 日頃から隣近所と連携して、お互いに助け合える関係を築き、災害時に対応できる人材や役割を地域内で確認しましょう（住）（地）

【社協で進めること】

平時の見守りや支え合い活動を軸に、災害時にもスムーズな救援活動が行えるよう、下記の取り組みを推進していきます。

① 小地域福祉ネットワークの推進
② 災害時要援護者支援ネットワークの推進

（2）専門職間のネットワークづくり

【みんなで進めること】

（住）… 一人ひとりの「住民」　（地）… 隣保や町内会等の「地域組織」
（関）… 福祉施設、学校、企業等の「関係機関」　（行）… 行政

- 市内にある関係機関同士のネットワーク構築が深まるよう情報を共有しましょう（関）
- 市内にある様々な社会資源がつながり、それぞれの専門性を活かしたネットワーク構築をめざし、幅広いニーズに応じた福祉活動を進めましょう（地）（関）
- 地域社会への貢献をめざす社会福祉法人の新たなネットワークを築き、社会福祉法人連絡協議会に参画しましょう（関）

【社協で進めること】

関係機関同士のネットワークが深まるよう積極的に情報共有を行っていきます。また、社会福祉法人連絡協議会の組織化や全世代型の横断的なネットワークづくりをめざしていきます。

① 各種連絡会への参画（地域ケア会議、淡路障害者自立支援協議会、認知症ねっと、介護支援専門員連絡会、主任介護支援専門員連絡会等）
② 社会福祉法人連絡協議会との連携・協働 重点
③ 全世代型の横断的なネットワークづくり 重点

≪到達点≫

住民間･専門職間のネットワークが深まり、それぞれの強みや専門性が発揮され、洲本市全体で支え合いネットワークが強化されます。

コラム④ ≪洲本市社会福祉法人連絡協議会「ほっとかへんネット洲本」≫

平成28年に社会福祉法が改正され、社会福祉法人の公益性・非営利性を踏まえた法人本来の役割を明確化するため「地域における公益的な取組」の実施に関する責務規定が明示されました。

少子高齢化が急速に進み、地域のつながりの希薄化、雇用形態の多様化等に伴い、地域における生活・福祉課題も多様化・複雑化してきています。これまでは社会福祉法人が各々で地域交流や地域貢献に取り組んできましたが、これからは市内の社会福祉法人が分野を超えて連携・協働して「公益的な取組」を行っていかなければならない状況になってきています。

そうした中、洲本市内の社会福祉法人（全11法人）が相互の連携を図り、各々の専門性や公益性を発揮しながら地域福祉の推進に組織的かつ継続的に取り組んでいくため、令和3年3月22日に洲本市社会福祉法人連絡協議会「ほっとかへんネット洲本」設立総会が開催されました。

今後も、各法人間の連携を密に、協働によって地域課題の解決に向き合っていきたいと考えています。

コラム⑤ ≪洲本・縁むすびプロジェクト≫

進行してきている未婚化・晩婚化と向き合い、地域活性化を図っていくことを目的に平成28年度より独身男女の出会いの場づくりに取り組んでいます。これまで7回のイベントを開催し、延べ30組のカップルが誕生しています。各回、大きな反響があり、申し込みをお断りしなければならないこともありました。

また、この取り組みは、市内の社会福祉法人との共催で実施しており、参加者の呼び掛けや会場の提供にご協力を得ながら開催しています。

これまでの開催を通じ、男女の出会いや結婚を希望していてもその機会がなかったり、得られなかったりする方が大勢いらっしゃるということが分かりました。そして、ご参加いただく年代の方々は普段、社協とのつながりが少ない方々でもあり、より多くの方々に社協を知っていただく機会にもなっています。

コロナ禍で令和2年度には実施ができませんでしたが、今後も実施を続け、良縁を結ぶきっかけづくりに取り組んでいきたいと考えています。

4．総合的な相談支援の「仕組みづくり」

≪ねらい≫

総合的な相談支援体制の第一義的な主体は行政にありますが、それが上手く機能するためには、地域と各種専門機関がいったんはニーズを受け止めるという意味でのワンストップ機能を持ち、それらをつなげるネットワークを形成していくことが必要です。

また、行き場のない問題が解決に向かうための「出口づくり」も必要であることから、ネットワークの力を生かした資源開発をめざしていきましょう。

（1）総合的な福祉相談体制づくり

【みんなで進めること】

（住）… 一人ひとりの「住民」　（地）… 隣保や町内会等の「地域組織」
（関）… 福祉施設、学校、企業等の「関係機関」　（行）… 行政

- 不安や悩みを抱え込まず、相談しましょう（住）
- 心配な人がいれば、声をかけましょう（住）（地）
- 相談を受ける機関同士が、顔の見える関係を築き、互いの支援をつなげましょう（関）（行）

【社協で進めること】

相談しやすい社協として認識・信頼してもらえるよう、日々の相談業務を積み重ねていきます。また、関係機関や行政との連携に努めていきます。

① 心配ごと相談、ボランティア相談、介護相談、障がいに関する相談、権利擁護相談等の推進

（2）権利擁護支援体制づくり

【みんなで進めること】

（住）… 一人ひとりの「住民」　（地）… 隣保や町内会等の「地域組織」
（関）… 福祉施設、学校、企業等の「関係機関」　（行）… 行政

- 日常生活自立支援事業や成年後見制度について理解し、認知症高齢者や精神障がい、知的障がいのある人等の権利や意思を尊重しましょう（住）（地）（関）（行）
- ご本人の自己決定により、住み慣れた地域でその人らしく暮らすことができるよう福祉サービスの提供に努めましょう（関）（行）

【社協で進めること】

高齢者・障がい者の成年後見制度利用や権利擁護に関する支援の必要性の高まりに対応していくため、下記の事業を実施・推進していきます。

① 権利擁護デスク（法人後見等）の推進 重点
② 日常生活自立支援事業の推進

（3）地域包括ケアシステムづくり

【みんなで進めること】

（住）…　一人ひとりの「住民」　　（地）…　隣保や町内会等の「地域組織」
（関）…　福祉施設、学校、企業等の「関係機関」　　（行）…　行政

- 小地域での見守り活動や地域に必要な取り組みを実施し、解決困難な課題は社協や関係機関につなぎましょう（住）（地）（関）（行）
- 相談を受ける関係機関同士が、顔の見える関係を築き、お互いの相談をつなぎ合いましょう（関）（行）
- 地域の生活課題について、住民・団体・NPO・企業・行政等の多様な主体が協働して知恵を出し合い、新たな生活支援の取り組みにつなげましょう（住）（地）（関）（行）

【社協で進めること】

地域包括ケアシステムを推進していくため、行政や関係機関との連携に努めていきます。

①　地域包括支援センターや生活支援コーディネーター、民生委員児童委員、地域団体等との連携促進

（4）生活困窮にある方への支援体制づくり

【みんなで進めること】

（住）…　一人ひとりの「住民」　　（地）…　隣保や町内会等の「地域組織」
（関）…　福祉施設、学校、企業等の「関係機関」　　（行）…　行政

- 不安や悩みを抱え込まず、相談しましょう（住）
- 家庭で余っている食品を有効活用し、生活困窮にある方を支援しましょう（住）
- 行政と社協の担当者で、生活困窮者支援に関する協議や情報交換を行い、包括的な支援につなげましょう（行）

【社協で進めること】

生活困窮にある方への支援体制を強化していくため、行政や企業等と連携し、下記の取り組みを実施していきます。

①　市福祉課との連携促進
②　生活福祉資金貸付事業の推進
③　フードドライブ運動の推進

≪到達点≫

行政や関係機関との協働によって、相談支援、権利擁護支援、生活困窮にある方へ支援が包括的・重層的に展開されることにより、地域住民一人ひとりの「地域自立生活」が実現されます。

洲本市社協キャラクター
「みっくマン」

第3章
社会福祉協議会の体制強化

だれもがみとめ
ささえあい
ともにくらせる
まちづくり

社会福祉協議会の体制強化

≪ねらい≫

地域福祉を推進する中核的な役割を担う社協の基盤強化を図り、地域福祉のプラットフォームとして、地域団体や関係機関とのネットワーク強化に努めていきます。また、社協事業についての十分な説明責任を果たし、開かれ信頼される社協づくりに努めていきます。

（1）社協事業の見える化

【社協で進めること】

地域の関係者・関係団体等のネットワークを活用して、地域の様々な情報を収集・整理し、住民や関係者間での情報共有に努めます。

① 情報発信の強化 重点（広報紙「社協の輪」、ホームページ、SNS、キャラクター「みっくマン」等）

（2）経営基盤の強化

【社協で進めること】

社協会費、善意銀行、共同募金等の使途や必要性を積極的に市民の皆様に説明や PR を行い、財源確保に努めます。加えて、行政からの補助金や委託金を確保し、行政だけでは支えきれない生活・福祉課題の解決に取り組みます。

① 理事会、評議員会、監事機能の強化
② 財源の確保（社協会費、善意銀行、共同募金会との連携、収益事業の実施等）
③ 事業推進体制の強化（地区担当職員の配置、職員の専門性の確保・向上、やりがいを感じる職場づくり等）
④ 介護保険事業等（居宅介護支援、福祉用具貸与、通所介護、訪問介護）、障害者総合支援事業（相談支援、居宅介護、重度訪問、移動支援）の実施

（3）ニーズに応じたサービスの実施・見直し・開発

【社協で進めること】

既存事業の見直しや新規事業の開発に努め、多様な生活・福祉課題へ対応できる法人の基盤整備を行います。

① 地域活動支援貸出事業、福祉車両貸出事業、身体障害者等福祉用具貸出事業、歳末みかん配付事業、在宅高齢者支援事業（外出支援サービス、軽度生活援助事業、いきいきデイサービス事業）、配食サービス事業、会館管理運営事業（洲本市総合福祉会館、洲本市五色地域福祉センター、駐輪場）等
② 制度対象外の問題等ニーズに応じたサービスの開発・実施 重点

（4）住民主体の社協づくり

【社協で進めること】

行政計画と連携を図りながら、地域福祉推進計画に沿った取り組みを推進していきます。また、多発する災害に備えるべく、災害発生時にもスムーズに対応できる体制づくりを進めます。

① 地域福祉推進計画の点検・評価・見直し
② 地域福祉計画との連携強化
③ 災害支援体制の強化（災害発生時に対応できる組織づくり「災害ボランティアセンター等」、地域防災訓練への参画等）

≪到達点≫

地域住民の方々を始め、地域団体や関係機関、行政等、多様な参画を得ながら、役職員が一丸となって地域支援が展開されていきます。

コラム⑥ ≪権利擁護デスク≫

増加傾向にある認知症高齢者、精神障がいや知的障がい者の方々への権利擁護を支援してくことを目的に、平成30年度に「権利擁護デスク」を設置しました。権利擁護デスクでは、成年後見・権利擁護相談、普及・啓発、関係機関・団体との連携、法人後見や日常生活自立支援事業に取り組んでいます。

それらの取り組みを進めることによって、これまでは関わりが少なかった弁護士や司法書士の法律専門職の方々や家庭裁判所等とのつながりが深まり、包括的な利用者支援、地域支援を展開していくことができるようになりました。

▲理事会

▲広報紙「社協の輪」

▲街頭募金活動

▲防災訓練への参加

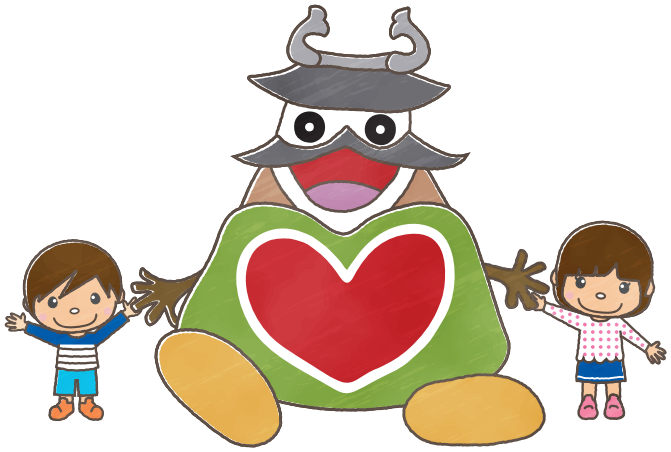

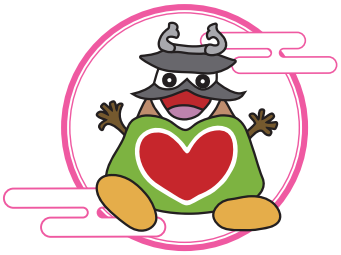

洲本市社協キャラクター
「みっくマン」

第4章
計画の推進

だれもがみとめ
ささえあい
ともにくらせる
まちづくり

1 第4次地域福祉推進計画の進行管理

この計画は、2021（令和3）年度～2026（令和8）年度までの6年間、洲本市社協が地域住民の皆様方と共に地域福祉活動を推進していくための基本的な考え方を定めたものですが、行政計画である洲本市地域福祉計画とも密接に関連していることから、整合性に留意し、協働して推進する必要があります。

また、計画で示した取り組み内容については、各年度の事業計画の中で各種事業を具体化し、役職員全員が共通認識を持ち、住民や関係機関・団体、行政等と協働して推進していきます。

そして、計画の進捗状況については、地域住民の皆さまへ報告する必要があり、毎月発行の広報紙「社協の輪」やホームページ、SNS など、多様な媒体を活用し周知していきます。加えて、地域福祉フォーラムや研修会等、様々な機会を通して第4次計画への理解や関心が深まる取り組みを進めていきます。

この計画を「絵に描いた餅」に終わらせないためにも、計画の位置付けを明確にし、**「PDCAサイクル」**を基本に、日常業務において職員間で協議しながら計画を実行していきます。また、災害など想定外の事態が起こった時であっても臨機応変に対応するという視点としての**「OODA（ウーダ）ループ」**の考え方にも重点を置き、社会変動が激しい中においても適宜判断を行っていきます。

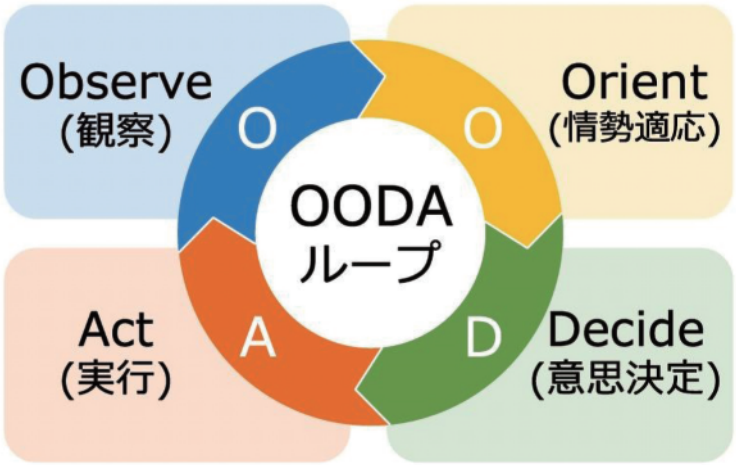

この計画を着実に推進していくためには、職員相互の連携と意識の向上が大切です。コミュニティワーカー、ボランティアコーディネーター、介護支援専門員（ケアマネジャー）、相談支援専門員、介護職員等全ての職員がそれぞれの専門性を発揮しながら連携を意識して業務に取り組みことが求められます。

そして、計画で掲げられた目標を全職員が日常業務の中で関連している事業や取り組みとして意識し、研修や情報共有の機会を設けながら職員相互の連携に努めていきます。

2 新型コロナウイルスと地域福祉活動

私たちはこれまで長年に渡り、各地域で人と人とが集まったり、つながったりする場を地域住民の皆様方や関係機関・団体の方々と共に数多く作ってきました。そして、それらは地域における行事や人付き合いが縮小する時代の中において、高齢者や障がい者の方々などの見守りや安否確認、孤立予防、介護予防などにおいて大きな役割を果たしてきました。

令和2年1月に新型コロナウイルス感染症（COVID−19）の国内発生が確認され、4月には政府から緊急事態宣言が発令されました（令和3年1月には兵庫県含む11都府県に再発令）。私たちの生活は一変し、それまでの当たり前が当たり前ではなくなり、様々な場面において制限や自粛が余儀なくされるようになりました。

一度目の緊急事態宣言発令時には、「3密※1」を伴う地域福祉活動は全面的に自粛となりました。緊急事態宣言解除後は、「新しい生活様式※2」のもとで少しずつ地域福祉活動も再開されてきましたが、高齢者や障がい者の方々などの見守りや安否確認、孤立予防、介護予防などの面において多くの課題が浮き彫りとなりました。

「新しい生活様式」では、人が大勢で集まること、近距離での会話や食事等が感染リスクを高めるとされ、「テレワーク※3」や「オンライン会議※4」等が推進されるようになりました。その一方で企業の「デジタルデバイド（情報格差）※5」も拡大されました。

インターネット利用率は20歳代が最多で、以降、年齢に比例して低下していき、特に60歳代以降の低下が大きくなるとされています（総務省調べ）。今後も私たちの生活とインターネットとが離れていくことはまず考えられないので、将来に向かって地域福祉を推進していく中での“つながりづくり”にインターネットに付随した新たな格差が生じないよう、一人ひとりの意識づくりが大切であると考えています。

コロナ禍において、洲本市でも地域のつながりを途切れさせないようにと、従来の活動に様々な工夫を加えた多くの取り組みが実施されました。

これから先も、これまで同様に、分断されない社会の堅持、そして、新しい変化を積極的に受け入れていく姿勢が求められています。

※1　3密
密集、密接、密閉。

※2　新しい生活様式
（1）一人ひとりの基本的感染対策、（2）日常生活を営む上での基本的生活様式
（3）日常生活の各場面別の生活様式、（4）働き方の新しいスタイル

※3　テレワーク
勤労形態の一種で、情報通信技術を活用し時間や場所の制約を受けずに、柔軟に働く形態

※4　オンライン会議
遠隔地同士で、資料やコンピュータのデスクトップアプリケーションなどについてリアルタイム共有を実現するための情報システム

※5　デジタルデバイド（情報格差）
インターネットの情報通信技術を利用できる人と、そうでない人との間に生じる格差

洲本市社会福祉協議会

第４次地域福祉推進計画

2021（令和３）年度～2026（令和８）年度

洲本市社協キャラクター
「みっくマン」

資料編

だれもがみとめ
ささえあい
ともにくらせる
まちづくり

第４次地域福祉推進計画策定委員会

	開催日時	会　場	主な協議事項
第1回	８月６日（木） 14:00～16:00 （出席委員17名）	やまて会館	（1）委員長、副委員長の選任について （2）地域福祉推進計画について （3）今後の流れについて （4）アンケート調査の実施について （5）その他
第2回	１１月２６日（木） 14:00～16:00 （出席委員14名）	市民交流センター	（1）アンケート集計状況について （2）計画書（素案）について （3）その他
第3回	２月１８日（木） 14:00～16:00 （出席委員16名、 リモート出席1名）	やまて会館	（1）計画書（案）について （2）その他

第4次地域福祉推進計画策定委員会要綱

（目的）

第１条　この委員会は、洲本市における地域福祉の向上を図るとともに、今後の福祉ニーズ、福祉課題に対応するため、令和３年度から令和８年度までの６か年における洲本市社会福祉協議会第４次地域福祉推進計画を策定することを目的とする。

（設置・名称）

第２条　この委員会は、洲本市社会福祉協議会第４次地域福祉推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）と称し、洲本市社会福祉協議会内に設置する。

（組織）

第３条　この委員会は、社会福祉法人洲本市社会福祉協議会会長が委嘱した委員１８名以内をもって組織する。

（委員長及び副委員長）

第３条　委員会は委員の互選により委員長１名、副委員長１名を置く。

２　委員長はこの会を代表し、会務を統括する。

３　副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、また委員長が欠けたとき、その職務を代行する。

（任期）

第５条　委員の任期は、委嘱した日から令和３年３月３１日までとする。

（会議）

第６条　委員は委員長が召集し、会議の議長となる。

２　委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

３　委員会の議事については、出席委員の過半数で決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

（関係者の出席）

第７条　委員会が必要と認めた場合は、関係者の出席を求め、説明または意見を聞くことができる。

（庶務）

第８条　委員会の庶務は、社協事務局において処理する。

（補則）

第９条　この規定に定めるもののほか、委員会に関する必要な事項は委員長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和２年７月１日から施行する。

第4次地域福祉推進計画の策定を終えて

これまでの社会人生活、そして、民生委員・児童委員やボランティアとして、私は長年に渡り人と人との付き合いやつながりを大切に生きてきました。そうした中、昨年、私たち人類がかつて経験したことがないような感染症に向き合っていかなければならなくなり、外出を自粛し、三密を回避し、新たな生活様式の中での生活を余儀なくされるようになりました。

このことは、従来から実施してきた福祉活動とは逆行することであり、皆が大きな不安を抱えながら生活していた時期にこの策定委員会が結成されました。

洲本市においては、コロナ禍以前より、少子・高齢化、人口流出・減少、農地の荒廃、企業や事業所の減少等の課題に直面していましたが、コロナ禍を通じて、一人ひとりが他者との付き合いやつながりの重要性を再確認できたように思います。

そのことは、約500名の方々にご協力いただいたアンケート調査の結果や18名の委員から構成される策定委員の皆様から得たご意見にもしっかりと反映されていました。

それらを踏まえ、住民、関係機関・団体、行政、社協が連携し、共に取り組む4つの重点目標と強化目標を設定させていただきました。

① **地域福祉の「人づくり」**

② **人と人との「つながりづくり」**

③ **総合的な相談支援の「ネットワークづくり」**

④ **連携・協働の「仕組みづくり」**

そして、それらに加え強化目標として、**社会福祉協議会の体制強化**を掲げ、魅力溢れる計画となっています。各目標が早期に達成され、基本目標である**「だれもがみとめ　ささえあい　ともにくらせる　まちづくり」**が具現化していくことを願っています。

改めまして本計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提案をいただいた住民の皆様や関係者の皆様、ご尽力された委員各位をはじめ兵庫県社協、洲本市社協の職員の皆様に心から感謝申し上げます。

第4次地域福祉推進計画策定委員会
委員長　　相曽　高博

洲本市社会福祉協議会
第４次地域福祉推進計画
２０２１（令和３）年３月

編集・発行：社会福祉法人　洲本市社会福祉協議会
〒656-0024　兵庫県洲本市山手二丁目 2-26
電話：0799-26-0022 ／ＦＡＸ：0799-26-0021
http://www.sumoto-wel.or.jp/
E-mail:shakyo@sumoto.gr.jp